

目 次

基本構想

序 章 総合計画の構成と目標年次	2
第1章 まちづくりの視点	4
第2章 まちづくりの目標	5
第1節 まちの将来像	5
第2節 まちづくりの考え方	5
第3節 将来人口	6
第3章 まちづくりの基本方向	7
① 人を大切にするまちづくり	7
② 暮らしを支え、活力を生み出すまちづくり	9
③ 人と自然との豊かな関係をめざすまちづくり	10
第4章 まちづくりの地域展開	12
① 地域活動の考え方	12
② 土地利用の基本方向	13
③ 都市機能の集積と交流・連携の基本方向	15
第5章 まちづくりの実現に向けて	18
① 住民主体のまちづくり	18
② 学研都市を活かしたまちづくり	19
③ 広域連携によるまちづくり	20

基本計画

第1章 人を大切にするまちづくり	26
第1節 明日の地域を担う心豊かな人づくり	26
第2節 誰もが健康で元気に暮らせる社会の形成	33
第3節 交流の輪が広がる活動的な地域づくり	41
第4節 共に生きる人間尊重のまちづくり	47

第2章 暮らしを支え、活力を生み出すまちづくり	54
第1節 活気を生み出す交流活動が活発な地域づくり	54
第2節 地域農業の活性化	56
第3節 商業・サービス業の振興	60
第4節 産業振興と新産業創出	63
第5節 交流型観光の地域づくり	66
第3章 人と自然との豊かな関係をめざすまちづくり	72
第1節 人と自然との共生をめざすまちづくり	72
第2節 安心・安全なくらしの実現	77
第3節 まとまりあるまちの形成	83
第4節 まちの基盤づくり	88
第5節 快適な居住環境づくり	96
第4章 計画の実現のために	102
第1節 住民主体のまちづくり	102
第2節 広域連携と計画的な行財政運営によるまちづくり	105

参考資料

○ 精華町の概要	112
○ 精華町第4次総合計画の策定経過	114
○ 精華町第4次総合計画の策定フロー	115
○ 精華町総合計画審議会設置条例	116
○ 精華町第4次総合計画審議会委員名簿	118
○ 諮 問	119
○ 答 申	120

基本構想

序章 総合計画の構成と目標年次

本町での総合計画策定は、今回が4回目となります。これまでの計画策定では、社会経済の発展が見込める、いわば成長社会の中での計画づくりでしたが、現在、社会構造の大きな変革が見込まれ、将来の予測が非常に難しい状況の中において、今回は、21世紀初頭の新しい時代を展望した計画策定であるといえます。

しかしながら、このような時代であるからこそ、逆に長期の将来展望を見据えたまちの計画づくりが大事であるといえることから、本町における今後のまちづくりの指針として『精華町第4次総合計画』を策定します。

また、現在、地方行財政をめぐるのは、財政悪化や市町村合併などの住民生活に大きく関わる課題が存在していますが、本計画においては、これらの課題の動向を注視しながら、着実に今後の町行政の方向性を照らし、情勢の変化に柔軟に対応できる計画として策定することとしました。

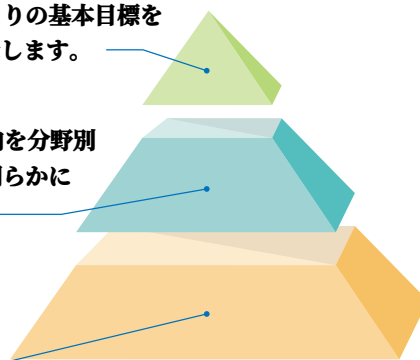
■総合計画の構成

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成します。それぞれの役割は次のとおりです。

「基本構想」 本町の現状とこれまでのまちづくりを踏まえ、住民の視点に立って、概ね10年後における将来のまちの姿など、まちづくりの基本目標を明らかにし、その実現のための基本的な方向性を示します。

「基本計画」 基本構想を実現するための具体的な施策の基本方向を分野別に表示し、個々の事業・施策の位置付けを体系的に明らかにします。

「実施計画」 基本計画を踏まえ、具体的な事業や施策の体系を明らかにします。



精華町第4次総合計画の目標年次：平成24年（2012年）

■目標年次

「基本構想」は、21世紀における本町の長期的なまちづくりを見通しつつ、概ね平成24年（2012年）を目標年次とします。

「基本計画」は、基本構想と同じく、概ね平成24年（2012年）を目標年次とします。

「実施計画」は、別途、3か年の計画をまとめ、ローリング*することとします。

また、時代の変化にあわせて適切に計画を進めていくために、必要に応じて見直しと柔軟な対応を図ることとします。



ローリング…回転方式。実施計画の見直し方法で、計画と現実の間に生じる差異を埋めるもので、毎年見直しを行う方法。

第1章 まちづくりの視点

本計画においては、その目標の実現に向けて次のような「まちづくりの視点」により、『住民主体』のまちづくりへの転換をめざします。

○21世紀の新しいまちづくりの潮流

20世紀における従来のまちづくりは、行政主導による計画づくりと事業の実施が中心でしたが、市民社会の成熟によって、まちづくりのさまざまな現場で、住民が自らの地域を考え、まちづくりに積極的に関わる取り組みが増えてきています。

○ボランティアの活躍と地域コミュニティの重要性

住民が、まちづくりに関心を持つこととなった大きな転機は、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災でした。震災後に、全国から駆けつけた多くのボランティアが神戸・阪神、淡路地域に入り、行政だけではできなかったさまざまな場面で展開された活躍に注目が集まりました。また、安全・安心の社会を形成するために、日ごろから地域住民がまちづくりに積極的に関わる重要性が再認識されました。

○まちづくりニーズの多様化とNPO*（非営利組織）活動の活発化

わが国では、急速な高齢化が進行しており、特に、介護などの福祉分野では、地域コミュニティやNPO*の活躍に

期待する場面が増えています。福祉の分野だけでなく、環境、防災、文化、あるいは生活環境の整備など、まちづくりのすべての分野で、住民と行政の新しい関係性が生まれてきています。

○地方分権の進展と住民自治に対する行政支援

地方分権が進められている昨今、地方自治のあり方が改めて問われています。地方自治の原点に立ち返った住民と行政とのあり方を追求しながら、新しい住民と行政の多様な関係性の構築や、住民の自己責任と役割などを再整理していく必要があります。また、住民のまちづくりに対する諸活動への行政からの支援や行政が持つ各種の情報公開が、今後のまちづくりにおいて大切になると考えられます。

○成熟社会における住民の主体的なまちづくり

生きがいや真の豊かさが求められるこれからの成熟社会においては、住民の主体的なまちづくりの展開が重要であり、本町では、今後、「住民主体」を基本として、まちづくりを進めていきます。

NPO…非営利組織、民間非営利団体。営利を目的とせず、さまざまな活動を自主的・自発的に行う団体・組織をさす。NPOは、Non Profit Organizationの略。

第2章 まちづくりの目標

本計画の目標年次である平成24年（2012年）を展望した、本町がめざすべきまちづくりの目標を、「まちの将来像」「まちづくりの考え方」「将来人口」の3点から表します。

第1節 まちの将来像

本町がめざす将来像を表すキャッチフレーズとして、「まちの将来像」を次のとおり設定し、これを今後のまちづくりの目標とします。

将来像

**「人、自然、科学を結ぶ
学研都市精華町」**



**「人、自然、科学を結ぶ
学研都市精華町」**

①人を大切にする
まちづくり

②暮らしを支え、
活力を生み出す
まちづくり

③人と自然との
豊かな関係を
めざすまちづくり

第2節 まちづくりの考え方

まちの将来像を実現していくための基本的な考え方として、「まちづくりの視点」を踏まえ、次のとおり設定します。

- ①人を大切にするまちづくり
- ②暮らしを支え、活力を生み出すまちづくり
- ③人と自然との豊かな関係をめざすまちづくり

以上の考え方に基づく具体的な施策の展開は、「まちづくりの基本方向」で表します。

第3節 将来人口

「将来人口」を次のとおり設定し、着実な人口定着と交流人口の増加による活力の発揮をめざします。

将来人口 38,000人(平成24年)

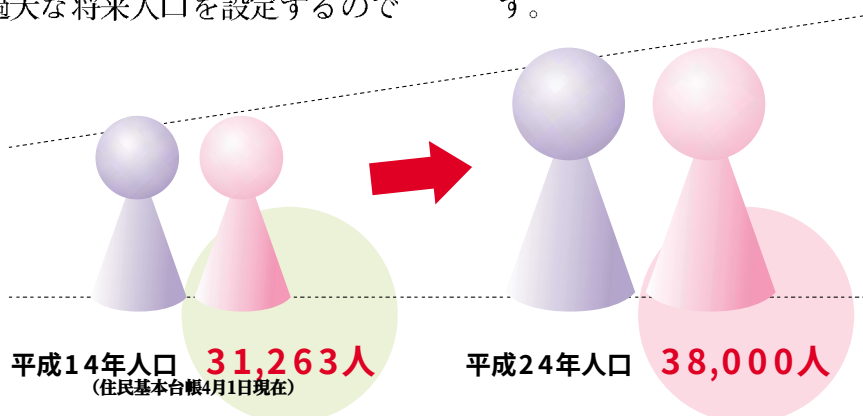
本町では、これまで学研都市建設をはじめとする都市化の動きの中で、定住人口の増加を推進してきました。しかし、わが国における総人口のピークが目前に迫っていることや、居住地の都心回帰志向が強まる中では、これまでのようなペースで人口の増加を望むことは難しい状況になっています。また、本計画の計画期間中では、新たな住宅や宅地の開発の見通しが不透明な状況にあることや、既存地域でも少子高齢化が進み人口が微減傾向にあって、将来的にもこのような傾向が続くものと予測されます。このため、将来にわたって、本町が活力のあるまちであり続けるためには、まちの発展に向けた着実かつ確実な各種の施策を推進していく必要があります。

従って、過大な将来人口を設定するので

はなく、現実的な見通しを持って、まちとしての成熟を図り、自然環境との共生、産業や雇用の創出による活性化で、人口の定着促進を考えたまちづくりを進めていきます。また、学研都市の国際的な特性を踏まえ、多くの外国人にとっても、便利で安心して暮らせるまちづくりをめざします。

このような見通しと考え方に立って、目標年次（平成24年）の将来人口を38,000人と設定し、着実な人口定着を図り、活力のあるまちづくりをめざします。

さらに、まちのにぎわいと活力を高めるために、本町全域が学研都市であることを最大限に活用して、交流人口の増加を図っていきます。具体的には、地域住民が地域に対し誇りと愛着を持つことにより、住みたい、住んでよかったといえるまちをめざしていくことで、研究開発で長期滞在する研究者や学生、国立国会図書館関西館や私のしごと館などの集客施設への来訪者、観光農園や本町固有の歴史・文化などに関心を持つ人びとなどに対して、多くの人が精華町のファンとなってもらえるようにします。



第3章 まちづくりの基本方向

まちのめざす方向として掲げた、「まちづくりの目標」の実現をめざすため、「まちづくりの考え方」を柱として、具体的な施策の展開方向を示します。

①人を大切にするまちづくり

【まちづくりの基本方向】

「まちづくりは人づくりから」という基本を大切にし、心豊かな人を育むとともに、誰もが安心して暮らし、活動できるまちづくりを進めます。

【施策の展開方向】

「人を大切にするまちづくり」を進めるために、教育や文化、医療・保健・福祉などの分野を中心に、次のような施策の展開を図ります。

○子育て・教育・生涯学習

- 心豊かなたくましい人材を育成するために、家庭における教育力の向上を図り、地域社会や学校が協働・連携して、世代間交流・ボランティア活動・自然体験活動などの取り組みを進めることで、「こどもを守る町」宣言*に基づく人づくりをめざします。
- 学校教育の充実を図ることによって、「生きる力」を育み、個性や能力を伸ばす教育を推進するとともに、すべての生命を尊重し、豊かな人間性を育む「心の教育」の充実を図ります。

- 安心して子どもを産み、育てられる環境づくりに積極的に取り組み、また、大人が子育てに対する責任と自覚を強く持った地域社会の形成を図ります。
- 生涯学習の面でも、学研都市内に立地している企業や大学などとも連携して内容の充実を図り、多様な機会で人びとがいきいき活動できる社会の実現を図ります。

○福祉・医療

- 地域やボランティア・NPO*を中心に、人と人との助け合いの関係を大事にし、障害者・健常者、すべての人が安全・安心に生活できるノーマライゼーション*社会の形成をめざします。
- 高齢社会を見据え、高齢者が安心し、生きがいをもって社会生活が送れるように、医療、保健、福祉の連携と施策の充実を図ります。
- 特に、近年問題になっている、ひきこもりや虐待、家庭内暴力などの新たな社会的援助を必要とする課題に対して、地域のつながりの再構築を含めた総合的な社会福祉の実現をめざします。

【こどもを守る町】宣言…昭和43年に本町において制定され、内容は次のとおりである。

〔青少年は次代の担い手であり、その健全な成長は町民すべての願いである。本町はここに「こどもを守る町」であることを宣言し、町民すべての熱意を結集してその目的達成のために努力する。〕

NPO…非営利組織、民間非営利団体。営利を目的とせず、さまざまな活動を自主的・自発的に行う団体・組織をさす。NPOは、Non Profit Organizationの略。

ノーマライゼーション…障害者や高齢者等社会的に不利を負いやすい人びとを当然に包括するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で、他の人びとと同等の権利を享受できるようにするという考え方、方法。

- 医療については、今後の医療情勢に合わせた国保病院のあり方を検討しながら、引き続き、地域医療の拠点としての機能を確保しつつ、学研都市による高次医療の誘致をはじめ、民間病院や診療所などとの連携を図り、医療機能の充実をめざします。

○地域活動

- 地域におけるさまざまなまちづくり活動や、テーマ型で集まり活動している団体の活動に対して、積極的な支援を図るとともに、活動しやすい環境づくりを進めます。
- 地域を中心とした自治会や消防団などの団体は、人と人とのコミュニケーションの場でもあり、人づくりの面でも重要な役割を担っていることから、その重要性を再認識し、活性化を図ります。
- 高齢化の進展に向け、高齢者の豊かな知識、経験、技能などを生かせる活力ある地域社会の実現をめざします。

○歴史・文化・スポーツ

- 本町固有の歴史的な資源や遺跡、文化財などの収集・保存を進め、多くの人が親しめ、また関われるよう、公開、活用に努めます。
- 多様な価値観を持った住民や来訪者の交流なども活用しながら、多様な文化活動が幅広く展開できる環境づくりをめざします。

- 健康づくりと地域の活性化を促進するため、参加しやすいスポーツ・レクリエーション活動の普及を図ります。

○国際化

- 外国人居住者や研究者、訪問者などのまちづくりへの参加の機会を充実し、世界中から人びとが集い、草の根レベルの活発な交流が展開される地域社会をめざします。
- 多文化共生社会の実現に向けた多様な活動を促進するとともに、友好宣言都市との交流などを軸に、人の輪づくりを進めます。

○人権

- 21世紀の男女共同参画社会の実現をめざし、具体的なしくみづくりを進めるとともに、性、出生、年齢、障害、国籍などの区別無く実力の発揮できる、いきいきとした人権尊重の社会をめざします。



②暮らしを支え、活力を生み出すまちづくり

【まちづくりの基本方向】

誰もが生きいきと安心して働くことのできる環境を作り出すとともに、活発な交流活動を通じて、地域の活力を生み出すまちづくりを進めます。

【施策の展開方向】

「暮らしを支え、活力を生み出すまちづくり」を進めるために、産業の分野を中心に各種の分野との連携も視野に入れながら、次のような施策の展開を図ります。

○地域産業

- 本町の主要な地域産業である農業は、都市近郊で食糧の生産を担うだけでなく、農地も本町の重要な風景を構成し、地域環境を保全する役割を果たしていることから、今後も、農地の有する多面的な役割を生かしながら、持続的に農業の振興を図ります。
- 本町の工業は、昔から大きな集積はありませんが、学研都市の研究開発機能との結びつきも重視して、環境の整備を図ります。
- 人口の増加や学研都市の成熟に伴って増えつつある商業やサービス業については、雇用の場の確保と利便性の高い生活を支えるために、立地しやすい環境の整備と充実を図ります。

○新産業・研究開発

- 学研都市における研究集積を活かして、ナノテクノロジー*やゲノム*、IT*関連、環境・福祉などに関する新産業の立地促進やその育成を図るため、本町独自の支援策の充実を図るとともに、京都府や関係市町、関係機関などとも連携した展開を進めます。
- 学研都市の施設用地については、研究開発重視型企業*なども立地できる産業機能の整備を図るとともに、「若い」「夢のある」ベンチャー企業*が生み出され、発展できる環境づくりをめざします。
- 既に立地している企業などにおいては、それぞれの研究の特徴をPRし、ユーザーの確保や集客活動の充実に努め、学研都市が研究開発や新産業の拠点として発展することをめざします。

○観光

- 学研都市での集客施設や本町の歴史・文化・自然などの各種資源の活用、さらには新たな地域資源の発掘を通じて、観光産業の振興を図るとともに、観光と連携した特産品などの開発を促進します。

ナノテクノロジー…ナノとは10の-9乗（10億分の1）を表す接頭語であり、例えば、1ナノメートルは10億分の1メートルとなる。ナノテクノロジーとは、ナノメートル単位の世界である、原子や分子レベルの微細な加工などを扱う技術の総称。

ゲノム…人間の個々の細胞の中には、23対の染色体があり、その上に、約10万個の遺伝子が刻み込まれている。遺伝子の情報は生命の基本設計図とも呼ばれ、人間の基本的な形や、髪の毛や肌の色、病気のなりやすさといった個人の特徴を決めている。この設計図に書かれたすべての情報をゲノムと呼ぶ。

IT…情報技術。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。ITは、Information Technologyの略。

研究開発重視型企業…研究開発を重視した企業活動を展開している優良中小企業で、一定の条件を満たす企業。

ベンチャー企業…専門技術を駆使して新事業を開発する創造的企業のこと。

③人と自然との豊かな関係をめざすまちづくり

【まちづくりの基本方向】

地球環境問題の解決に対して、一人ひとりが積極的に取り組むとともに、持続可能な発展による快適な生活空間の形成をはかり、人と自然との豊かな関係をめざすまちづくりを進めます。

【施策の展開方向】

「人と自然との豊かな関係をめざすまちづくり」を進めるために、自然環境や生活環境、都市基盤、情報通信などの分野を中心に、次のような施策の展開を図ります。

○自然環境

- 緑豊かな山、きれいな川、おいしい空気と水のあるまちをめざすとともに、山野や水辺などに親しむことができる空間を創出し、「緑の基本計画」に基づいて、環境の保全と再生・創造に努めます。
- 豊かな自然環境を保全するため、その保全を進めるボランティアやNPO*などと連携を図りながら、自然環境との共生をめざします。
- 環境教育・環境学習の取り組みを通じて、子どもからおとなまで、すべての住民が地球環境問題への関心を高め、実践に結びつけられる社会をめざします。

○生活環境

- 住民・企業・行政が協働して、ごみの排

出量の抑制やリサイクルの推進など、環境への負荷が少ない循環型のまちづくりを進めます。

- 持続可能な社会構築のために、環境基本計画の策定を図り、環境施策を総合的、計画的に推進します。
- 防災や防犯の面では、自助、共助、公助の視点から連携して被害を最小限にくい止める事前の対策に努め、安全に安心して暮らせる社会をめざします。
- 特に、阪神・淡路大震災などの大規模な地震の教訓を踏まえ、地域防災計画に基づいて、地震などの災害に対する防災体制の充実に努めます。

○都市基盤

- 本町の都市骨格の形成や生活環境の向上と防災に係わる道路、河川、公園、下水道などの社会基盤は、引き続き整備を推進するとともに、学研都市建設に伴う広域的な社会基盤の整備についても、周辺市町村と連携し京都府や国に対して整備を働きかけます。
- 歩道の整備や段差の解消など、誰もが利用しやすいバリアフリー*の環境整備を推進するとともに、すべての人が交通安全意識を高め、交通事故のない安全・安心な社会をめざします。
- これまでに整備された良好な社会基盤については、適切に維持管理するしくみを

NPO…非営利組織、民間非営利団体。営利を目的とせず、さまざまな活動を自主的・自発的に行う団体・組織をさす。NPOは、Non Profit Organizationの略。

バリアフリー…障害者が社会生活を営むうえででの障壁（バリア）をなくすこと。バリアには意識上のもの、建物などの物理的なもの、制度的なものなどがある。

つくり、その有効活用に努めます。

- 自然的・歴史的環境に調和し、学研都市の優れた景観や旧来からの集落の落ち着いた街並みを活かして、住民・企業・行政が協働し、美しく、誇れる都市景観の形成に努めます。

○情報通信

- 誰もがIT*を享受できるよう情報通信基盤の整備促進を図り、学研都市にふさわしい快適で便利な情報生活環境の整備を進め、地域情報や行政情報の受発信を活性化させることで、安全かつ適正に情報を利用できる社会をめざします。

- 学研都市の中核都市として集積された各種のネットワークや研究開発施設の相互連携を進めるとともに、パイロットモデル事業*の誘致や地域住民参加による社会的実証実験を推進し、幅広い分野での研究成果の活用により、高度情報社会のモデル都市をめざします。



IT…情報技術。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。ITは、Information Technologyの略。

パイロットモデル事業…文化学術研究の諸活動の成果を取り入れ、安全性の確保、環境の保全をはじめとして人間居住の各側面で21世紀の文明にふさわしい新しい試みに積極的に取り組むこと（社会的実証実験等）。

第4章 まちづくりの地域展開

「圏域」、「空間」、「拠点」と「軸」による枠組みから、地域での展開を示します。

①地域活動の考え方

【基本方向】

人びとの行動が広域的になってきている昨今では、さまざまな施策を周辺市町村との連携で広域的に解決すべき課題も増えていますが、一方で、教育や福祉、防災、生活環境維持の面などからは地域コミュニティの重要性が高まり、これらに基づくコミュニティ活動の促進が求められています。

このため、安全・安心のまちづくりを進めていくための基本となる基礎的な圏域として、徒歩圏での活動が容易な小学校区を

コミュニティ圏域と設定し、交流と連携が生み出せる環境の充実と住民活動の支援を図ります。

また、さらに身近なまちづくりの単位としては、自治会（区）を基礎にした活動があり、まちづくり協議会などの地域での取り組みをはじめ、状況に応じた地域活動の展開を積極的に支援していきます。

【コミュニティ圏域の設定】

次の5つをコミュニティ圏域として設定します。

- 北部地域（精北小学校区）
- 中東部地域（川西小学校区）
- 中西部地域（精華台小学校区）
- 西部地域（東光小学校区）
- 南部地域（山田荘小学校区）

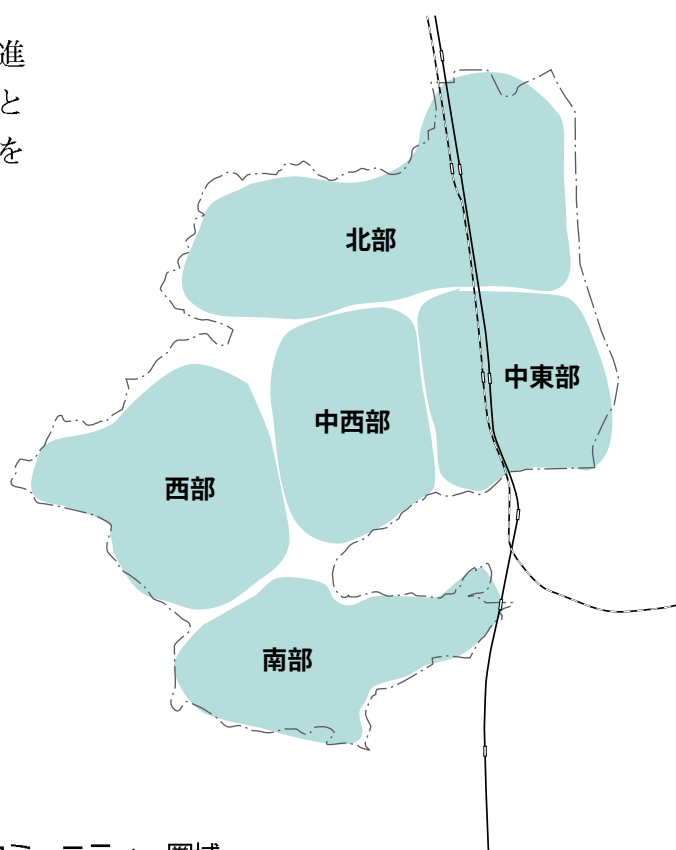


図1 コミュニティ圏域

②土地利用の基本方向

【基本方向】

多様性を保ちながらも、町全体で統一感のある魅力的な地域空間を形成していくために、4つのゾーンを設定し、ゾーン別に土地利用の基本方向を示します。

○水辺のゾーン

“木津川を軸とした親水空間の形成”

木津川流域を「水辺のゾーン」として位置付けます。

ここでは、木津川の自然環境を保全することを基調として、水に親しめる空間の機能にも着目した水辺空間の形成を図ります。

○農と里のゾーン

“豊かな田園空間の形成”

木津川から西側に広がる田園地域や国道163号沿道の農村集落地域を「農と里のゾーン」として位置付けます。

ここでは、既存集落の住環境と営農空間の整備を進めるとともに、貴重な田園風景の残る空間として、また市民農園や観光農園など自然とのふれあいができる貴重な空間としての形成を図ります。また、本ゾーンを流れる煤谷川や山田川などの河川やため池は、親水空間として住民が憩い、地域づくりに生かせる環境として位置付け、積極的な活用を図ります。

○まちのゾーン

“良好な住環境と多様な都市活動空間の形成”

学研都市による新たな開発地区や駅周辺の既成市街地を「まちのゾーン」として位置付けます。

学研都市の住宅区域では良好な住環境を維持し、文化学術研究などの施設区域では研究開発や新産業創出機能を強化します。既成市街地では、住環境の維持・改善と、人びとの多様な都市活動ができる地域として、バリアフリー*を基本とした空間形成を図ります。

○森と里山のゾーン

“豊かな里山空間の形成”

西部や南部の森林地域を「森と里山のゾーン」として位置付けます。

ここでは、森林の保全と育成を基調としながら、人と自然の共生できる里山空間として形成を図ります。また、町域の6分の1を占める自衛隊用地の有効な活用を図り、貴重な森林の緑を保全し、後世に伝えていきます。

バリアフリー…障害者が社会生活を営むうえででの障壁（バリア）をなくすこと。バリアには意識上のもの、建物などの物理的なもの、制度的なものなどがある。

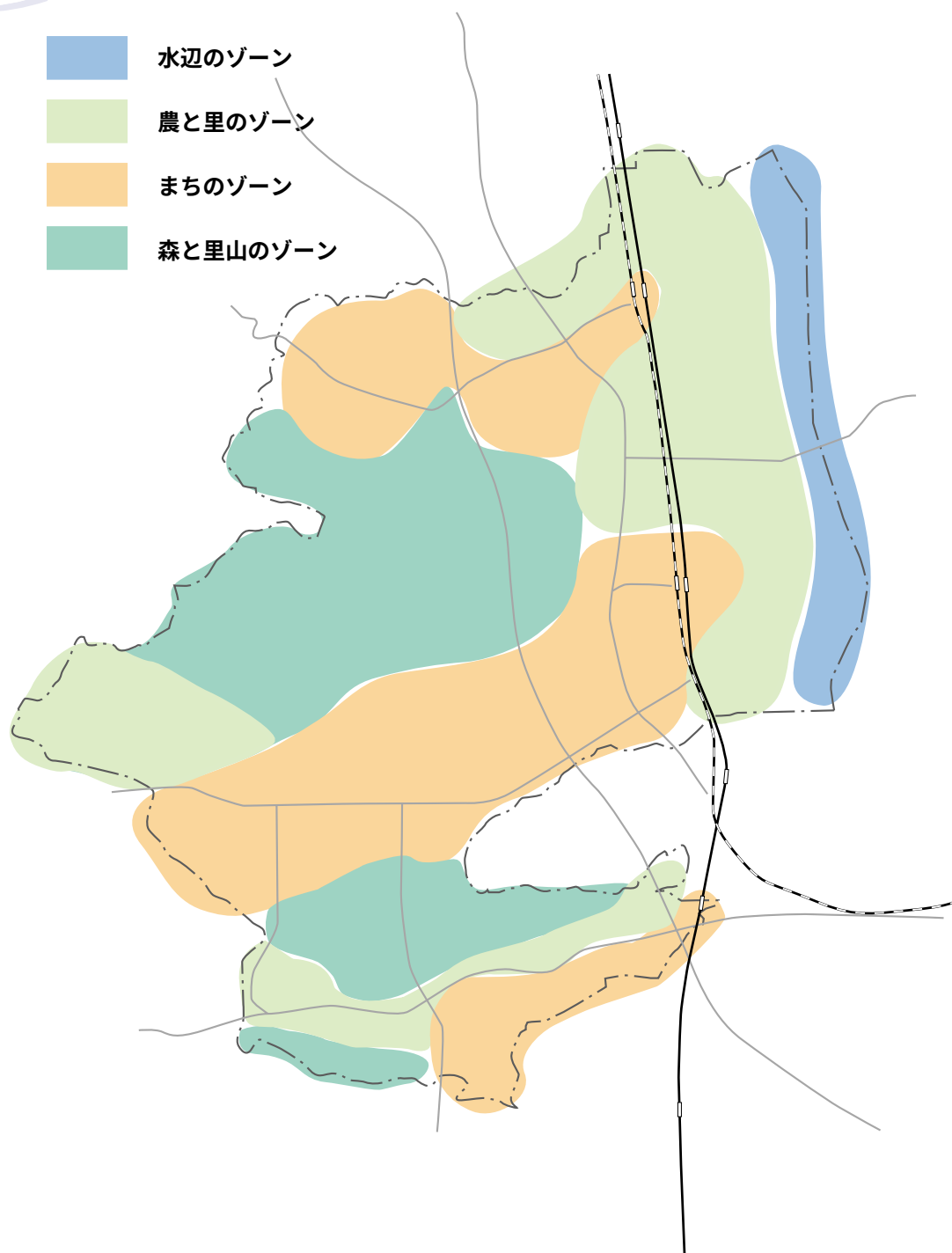


図2 土地利用区分

③都市機能の集積と交流・連携の基本方向

【基本方向】

本町の都市機能の集積と交流・連携を、拠点や軸で明らかにすることによって、メリハリのある個性的なまちづくりを展開するとともに、効率的な施策の展開を図ります。

- 「都市拠点」では、多様な都市機能（商業、業務、文化、学術研究、新産業、行政など）が集積するとともに、人びとの交流活動が活発に展開される拠点を意味し、そのような拠点形成をめざします。
- 「都市軸」では、人や物、情報などの主要な流れを表すとともに、都市機能の集積と優れた都市景観を形成していく軸を意味し、ゾーンや都市拠点などを結んで、さまざまな交流・連携を図っていきます。

<都市拠点>

都市拠点は、「まちの拠点」、「学研の拠点」、「地域の拠点」とします。

○まちの拠点

＝祝園駅周辺

役場庁舎や図書館、病院、商業・業務施設などが集積する「祝園駅周辺」を位置付け、町の中心機能を担う拠点として機能の充実をめざすとともに、学研都市への玄関口として、その役割の強化を図ります。

○学研の拠点

＝けいはんなプラザ周辺

学研都市の中核施設であるけいはんなプラザ周辺を位置付け、学術研究や文化を発信し、人や情報の交流が生み出される機能を担うとともに、研究成果から新産業を生み出す拠点として、学研都市の機能発揮を図ります。

○地域の拠点

＝北部拠点：狛田駅周辺、 南部拠点：山田川駅周辺

交通結節点である狛田駅周辺を「北部拠点」、山田川駅周辺を「南部拠点」と位置付け、北部地域・南部地域の日常的な商業機能と交流機能を担う拠点にふさわしい環境整備を図ります。

<都市軸>

都市軸は、「都市シンボル軸」「広域交流連携軸」「地域間交流連携軸」とします。

○都市シンボル軸

＝南北軸：山手幹線・府道八幡木津線・町道菅井・菱田線・JR学研都市線・近鉄京都線などを含む軸

＝東西軸：精華大通り線・中央通り線を含む軸

「南北軸」と「東西軸」を位置付け、本

町の骨格となる軸として交通基盤の充実を図り、交流・連携機能を強化します。

特に、学研都市間の連携を強化するために、京田辺市や木津町方面とを結ぶ「山手幹線」の延伸、生駒市方面とを結ぶ「精華大通り線」の延伸について、早期の整備促進を図ります。

また、沿道には多様な都市機能が集積することによって、軸に沿った交流と連携のにぎわいを生み出し、町の骨格となるシンボリックな空間をめざすとともに、その景観形成を図ります。

○広域交流連携軸

＝京奈和自動車道を含む軸

京奈和自動車道を位置付け、京都市や奈良市など府県を越えた広域の交流・連携強化を図ります。

○地域間交流連携軸

＝国道163号、奈良精華線、枚方山城線、（仮称）南田辺大通り線をそれぞれ含む軸

国道163号、奈良精華線、枚方山城線、（仮称）南田辺大通り線をそれぞれ位置付け、交通基盤の充実を図って、近隣市町村間の交流と連携強化を図ります。

＜公共交通の充実＞

都市機能の集積と交流・連携を強化する手段として、公共交通の充実を図ります。

京阪奈新線（生駒～登美ヶ丘）の整備促進を引き続き関係機関に要望するとともに、新しい交通システムを利用した移動手段の検討についても、関係機関と協議を進めます。

大阪・神戸方面や関西文化学術研究都市内の関係市町との連携を強化するために、JR学研都市線の複線化や増便について、関係機関への働きかけを行います。

民間事業者の動向も踏まえ、町内や近隣市町村、奈良県側などとの公共交通ネットワークを整備促進するとともに、町内での公共交通体系の確立をめざし、コミュニティバス*の運行などさまざまな方法の検討を進めます。

学研都市内で試みられている「デマンドバス*」や「カーシェアリング*」などを利用した高度道路交通システム（ITS）*の実用化実験については、関係機関と連携して積極的に促進し、誰もが自由に移動のできる社会をめざします。

コミュニティバス…路線バスと乗合いタクシーの間を埋める小型バスで、バス不便地域を運行する新乗合いバスの総称。

デマンドバス…利用者が電話で乗車したい時間、場所、目的地を管理センターに伝え、バスの運行状況をチェックした上で、オペレーターが乗車可能な時間と場所、目的地の到着時間などを教えてくれる仕組み。

カーシェアリング…低公害車を利用し、車を乗り降りする専用ポートを設け、管理センターで予約状況をチェックしながら会員に空いている車を一定時間使ってもらう仕組み。

高度道路交通システム（ITS）…最先端の情報通信技術により、道路交通情報の提供、自動運転、料金の自動収受などにより実現する高度道路交通システム。ITSは、Intelligent Transport Systemsの略。

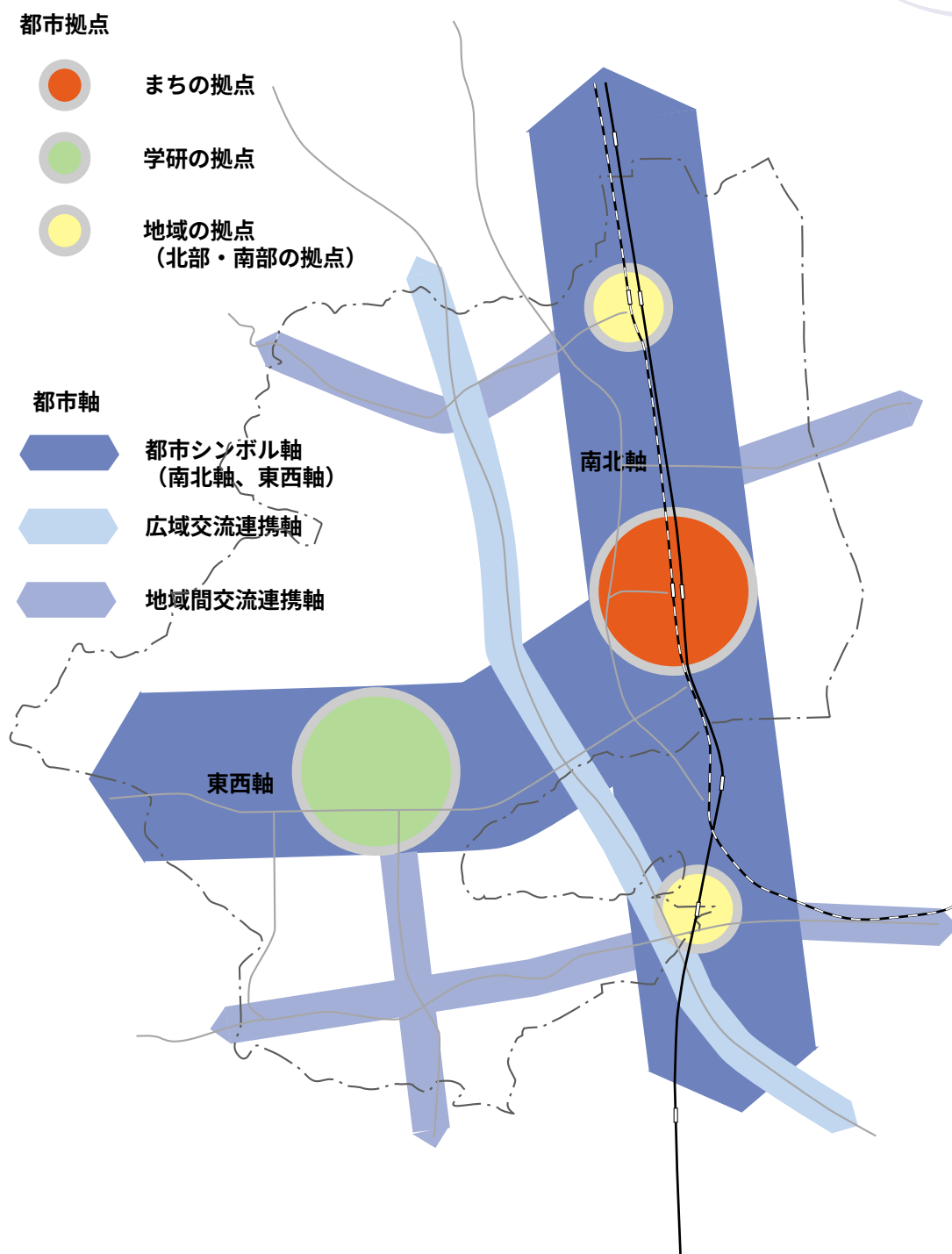


図3 都市機能の集積と交流・連携の概念図

第5章 まちづくりの実現に向けて

基本構想として掲げたこれまでの内容の実現をめざしていくため、「住民主体のまちづくり」、「学研都市を活かしたまちづくり」、「広域連携によるまちづくり」の3つの視点から、その目標と具体的展開方策を示し、施策実現に向けた取り組みを位置付けます。

①住民主体のまちづくり

【目標】

まちづくりの視点に掲げている“住民主体のまちづくりへの転換”を進めるために、住民主体・行政支援のまちづくりシステムをつくり、本格的な住民主体のまちづくりの実現を図ります。そのためにも、住民が活動しやすい環境整備を進めるとともに、住民側も自己責任の原則に立ち、「一人がみんなのために」という考え方が尊重される社会の実現をめざします。

【展開方策】

目標を実現するために、具体的に取り組むべき施策として、次のような展開を検討し、実現化を図ります。

- 「精華町まちづくり条例」の充実を図り、地域の自治会活動を積極的に支援するとともに、NPO*などの市民社会活動を支援する仕組みも含む条例内容の見直しを進めます。
- 住民のまちづくり活動について、積極的に支援を進めるため、「(仮称)まちづくり創精基金」の創設を図り、効果的な運

用方策などについて検討します。

- 住民がまちづくり活動に関わる支援策の一つとして、「(仮称)まちづくり講座」などの学習機会の提供を図ります。
- 情報公開条例を活用し、行政情報の利用に関する環境の整備を進めるとともに、広く住民や事業者などの意見を求めるパブリックコメント*の導入に努めます。
- 各種行政計画の策定や評価において、住民参加の機会を確保していくとともに、プロセスプランニング*の考え方に基づいた住民にわかりやすい目標を設定するなど、内容に応じて計画づくりの工夫に努めます。
- 身近な公共施設の維持管理などにおいて、NPOなどが運営に携われる機会について検討していきます。

以上のような取り組みを具体化していくために、住民・行政・専門家などからなる検討組織を設置し、住民主体のまちづくりに関する具体的展開について、調査・検討を進めます。

NPO…非営利組織、民間非営利団体。営利を目的とせず、さまざまな活動を自主的・自発的に行う団体・組織をさす。NPOは、Non Profit Organizationの略。

パブリックコメント…行政機関による規制の設定・改廃にあたり、原案を公表して事前に住民から意見や情報提供を求める制度。

プロセスプランニング…住民参加等により、計画を作っていくプロセス（過程）を重視する考え方。

②学研都市を活かしたまちづくり

【目標】

学研都市の研究開発成果を活かして、先進的な住民生活が体験できるシステムをつくり、「学研都市精華町」ならではの魅力を発信します。また、学研都市に立地した研究機関などの集積を活かして、新産業の創出や支援産業などの立地を促進します。

【展開方策】

目標を実現するために、具体的に取り組むべき施策として、次のような展開を検討し、実現化を図ります。

- 京都府や周辺市町村と連携して、情報、環境、福祉、教育、交通などの面で、学研都市ならではのモデル的な生活に関する社会的実証実験を取り組み、実現可能性やシステムに関する調査研究を進めます。

- 研究開発や産業の振興などについて、(財)関西文化学術研究都市推進機構や(株)けいはんな、立地企業などとの定期的な会議を開催し、町として積極的に支援できる内容の検討を進めます。
- 研究開発重視型産業が立地できる産業機能の整備をめざすため、学研都市にふさわしい各種基準や立地環境づくりを進めます。

以上のような取り組みを具体化していくために、学研都市を活かしたまちづくりについて、住民や研究者、企業などのニーズに応える施策展開に向けて、その把握を行うための調査・検討を進めます。



③広域連携によるまちづくり

【目標】

学研都市や一部事務組合での連携を含め、近隣の市町村と連携して共通の多様な広域的課題の解決に取り組みます。また、総合計画に対応した行財政の計画的、効率的な運営を進めるとともに、行政評価システムの確立を図りながら、特に、社会構造の大きな変革に対応できうる市町村連携の枠組みへの転換も視野に入れ、質の高い効果的な行財政運営をめざします。さらに、住民間での広域的な連携活動についても積極的な支援を図ります。

【展開方策】

目標を実現するために、具体的に取り組むべき施策として、次のような展開を検討し、実現化を図ります。

- 学研都市に関係する国や京都府、市町、機関などによる学研都市建設の推進のための調査検討と、その成果をまちづくりに活用するための具体的な方策の実現を引き続き進めていきます。
- 各種の広域的課題の解決に向けて、社会構造の変革に対応できうる枠組みへの転換検討と合わせて、一部事務組合などによる連携処理のあり方についても検討を加え、質の高い効果的な行財政運営を進めます。

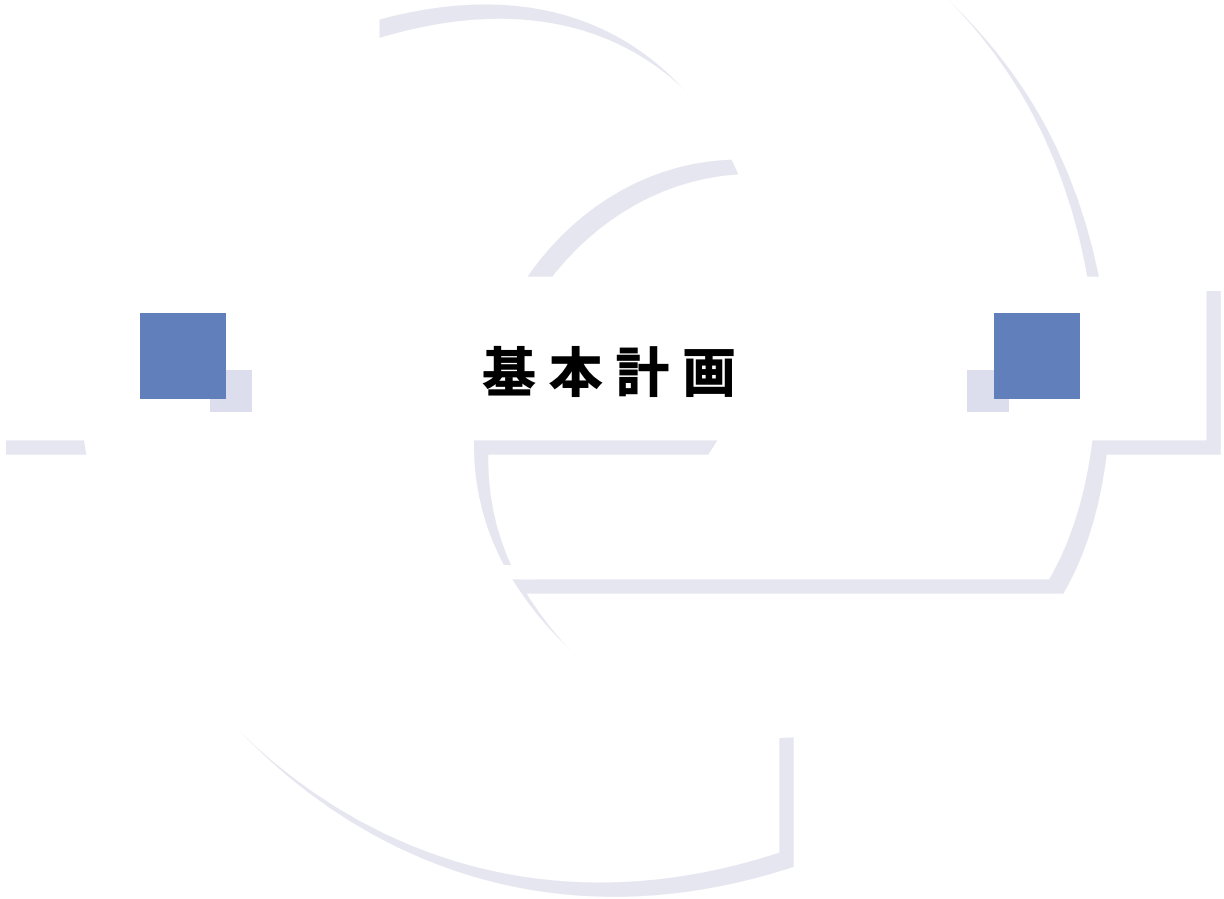
- 活動がさらに広域化する住民活動に対し、住民間の広域連携活動を積極的に支援するとともに、公共施設の相互利用の検討を進めます。
- 効率・効果的な施策が展開できる行財政運営をめざすため、国際標準化機構（ISO）*の環境マネジメントシステム（14000シリーズ）*認証取得などの新たな課題へも対応しながら、行財政改革を引き続き進めるとともに、職員の能力開発を図り、住民サービスの向上に努めます。

以上のような取り組みを具体化していくために、広域連携などによるまちづくりについて、目的に応じた住民や関係団体・機関などによる検討組織を設置し、その具体的方策や事業推進を行うための調査・検討を進めます。

国際標準化機構（ISO）…日本工業標準調査会（JISU）が加入している国際的な単位・用語などの標準化を推進する機構。ISOは、International Organization for Standardizationの略。

環境マネジメントシステム（ISO14000シリーズ）…ISO14000シリーズは、国際的な非政府機関である国際標準化機構（ISO）が制定した環境マネジメントに関する規格の総称。





基本計画

第1章

人を大切にするまちづくり

第1章 人を大切にするまちづくり

第1節 明日の地域を担う心豊かな人づくり

◆現況と課題

本町では、住みたい、住んでよかったという生きがいと潤いのあるまちづくりや人づくりの拠点として、平成12年に1幼稚園、1保育所が新設され、計3園5所、小・中学校においては、平成9年に1中学校、平成13年に1小学校を開校させ、計5小学校3中学校となりました。また、平成13年にはむくのきセンターと図書館をオープンさせるなど、生涯学習や地域文化の拠点整備を進めてきました。

これらの充実を通じて、学校教育については、児童・生徒の豊かな発達をめざし、基礎的・基本的内容を身につけさせ、個性や能力の伸長を図ってきました。また、社会教育については、住民ニーズに対応した学習機会を提供するとともに、住民の自発性・自主性を尊重した学習活動の奨励や図書館サービスの充実に努めてきました。

しかし、国際化・情報化・高齢化などの急激な社会変化の中で、21世紀を迎えた教育は大きな転換期を迎えており、社会に柔軟かつ的確に対応する能力や資質を育むために、さまざまな教育改革が必要とされ、進められています。

特に初等・中等教育において、学校週5日制の導入とともに、平成14年度から

「新学習指導要領」に基づく教育がスタートして「総合的な学習の時間」が創設され、地域教育資源の活用や地域に開かれた特色ある学校づくりが展開されはじめています。その中で、生涯にわたって主体的に生きる力と創造性あふれた心豊かな人間形成を育む教育内容の充実が必要になっています。また、本町における有利な立地条件を生かして、学研都市の研究施設などと連携し、科学技術に関する知的好奇心や探究心を高めるための学習機会を提供するなど、町独自の教育の充実が望まれています。

町立図書館については、府内でも高い利用状況にあり、住民の多様な資料要求に応えるため、資料の充実を図るとともに、相楽郡、京都府、そして国内へと広域的ネットワークを拡大してきました。さらに、国立国会図書館関西館が本町に開館したことにより、「本のまち精華町」として、図書館サービスの充実がますます期待されています。今後は、学校図書館との連携・協力などによる児童へのサービスや、高齢化・国際化など多様な社会に対応した、きめ細かなサービスが求められています。

生涯学習については、地域のニーズに応じた幼児期から高齢期までのさまざまな学習機会の提供、まちづくりや人づく

りでは、地域を中心とした相互交流、青少年健全育成については、「こどもを守る町」宣言*の趣旨を踏まえた青少年を取り巻く環境の整備がそれぞれ求められ

ています。また、さまざまな文化・スポーツ・レクリエーション活動の振興についても、今後一層その充実を図る必要があります。



「こどもを守る町」宣言…昭和43年に本町において制定され、内容は次のとおりである。

〔青少年は次代の担い手であり、その健全な成長は町民すべての願いである。本町はここに「こどもを守る町」であることを宣言し、町民すべての熱意を結集してその目的達成のために努力する。〕

◆施策の体系

節	柱	小 柱
第1節 明日の地域を担う心豊かな人づくり	(1) 「生きる力」を育てる 学校教育の推進	① 個性や能力を伸ばす学校教育の推進 ② 特色ある学校づくり ③ 教育環境の整備
	(2) 家庭・地域・学校が連携した社会教育の推進	① 社会教育活動の充実 ② 図書館活動の充実 ③ 地域ぐるみで取り組む青少年の育成
	(3) 体系的な生涯学習の仕組みづくり	① 生涯学習プログラムの整備 ② 生涯学習推進体制の整備

◆計 画

(1) 「生きる力」を育てる学校教育の推進

① 個性や能力を伸ばす学校教育の推進

● 幼児教育の充実

3私立幼稚園と5町立保育所の現状を踏まえ、幼稚園への就園ニーズに対応するため、私立幼稚園への助成等を通じて、保護者の負担軽減に努めます。

● 豊かな人間性を育む義務教育の推進

教育活動全体を通して、自ら学び、考え、主体的に行動するとともにコミュニケーション能力を持った児童・生徒を育む教育を進めます。また、生命を大切に、他人を思いやることを持った、豊かな人間性を育むための教育を推進します。

● 体験学習の推進

地域の特色を生かした体験的な学習を積極的に取り入れ、環境に対する豊かな感性と、環境に配慮した生活や行動ができる実践的態度を育みます。職場体験・農業体験・ボランティア活動など、地域の特色を生かした体験的な学習を積極的に取り入れ、豊かな感性や主体的に行動する実践的態度や能力の育成を図ります。

● 人権教育の推進

人権問題についての正しい認識に基づき、さまざまな人権を尊重した実践力を持つ子どもの育成を道徳教育とあわせて推進します。

● 障害児教育の充実

障害のある幼児・児童・生徒の視点

に立って、一人ひとりのニーズを把握するとともに、その能力・個性の伸張を図り、必要な支援を行います。また、将来にわたって、自立し、社会参加のできる資質の養成に努めます。さらに、交流教育等を通じて、障害児に対する理解と啓発に取り組みます。

- **情報教育の推進**

充実した情報教育が行えるために、情報基盤の整備や教職員研修などを推進します。

- **国際理解教育の推進**

国際社会に生きる児童・生徒として、広い知識を持ち、異なる文化の人びとと共に生きていく資質や能力の育成を図るために、外国語指導助手（ALT）などの活用によって、国際理解教育の充実に努めます。

- **科学・理科教育の充実**

学研都市に立地する研究施設などと連携し、日頃体験したことのない最先端の技術に触れる機会を充実します。また、日常生活の中にある「不思議」を発見し、科学・理科などをより身近なものと感じられるよう、科学技術などの学習機会を提供し、心に芽ぶいた感動や興味等の感性を大事にし、創造的探求心の育成をめざします。

- **給食指導の充実**

児童の望ましい食習慣を形成するため、学校給食を中心とした指導の充実を図り、安全性と地元の農産物等を活用した魅力ある学校給食をめざします。

② 特色ある学校づくり

地域ボランティアの活用や学校運営において、学校評議員を設置し、家庭や地域社会との連携を一層深めることによって、地域や学校の実態に即した「地域に開かれた特色ある学校づくり」をめざします。

③ 教育環境の整備

- **学校施設の整備・拡充**

安全・快適な教育環境のもとで、充実した教育を進めるために、老朽化した校舎などの改修、改築を計画的に進めます。また、情報教育、少人数授業の実施など教育内容の多様化への対応や、生涯学習・社会活動の場としての地域開放、耐震への対応・危機管理、バリアフリー*化などに配慮した整備を進めます。

- **学校規模の適正化**

児童・生徒数の変化に対応し、教育環境が確保できるよう学校規模の適正化を図ります。

バリアフリー…障害者が社会生活を営むうえででの障壁（バリア）をなくすこと。バリアには意識上のもの、建物などの物理的なもの、制度的なものなどがある。

(2) 家庭・地域・学校が連携した社会教育の推進

① 社会教育活動の充実

● 学習機会の充実

住民の自発的な学習の促進を努めるために、学校・むくのきセンターなどを社会教育活動の場として積極的に活用し、さまざまな団体と連携をとりながら、幼児期から高齢期までの生涯の各時期に対応する学習機会の拡充に努めます。特に、家庭教育のあり方について問い直し、子どもの発達段階に応じた家庭教育学級等の充実に努めます。

● キャンプ事業の推進

学研研究施設、NPO*などの協力により、語学・科学などのキャンプを学校や学年、地域を越えて生活体験することにより、グループ活動の中からの仲間づくりや社会のルールを学び、主体的に生きる力を育成できるようめざします。

● 情報提供活動・相談事業の充実

住民の多様な学習要求に対応できるよう、ボランティア活動等に関する情報提供や相談に応じるためのネットワーク化を図り、関係行政機関との連携の強化に努めます。

生涯学習を支える社会教育活動の促進に必要な調査・研究を進めるとともに

に、住民の自発的な学習を支援する広域的な情報の提供と相談体制の充実に努めます。

● 指導者の発掘・育成

各種の教室・講座などの学習活動や関係機関・各種団体などとの連携により、さまざまな技能・能力を持った人材を発掘し、生涯学習の人材バンク*化を進めます。また、必要な研修を行うことによって、指導者や資格所有者の育成と資質の向上を図ります。

● 社会教育関係団体の育成とネットワーク化

文化協会・体育協会をはじめとする各種社会教育関係団体の活動を推進するために、文化・スポーツなどの自主的な活動を支援し、各種団体の組織の充実に努めます。

● コミュニティーセンター活動の充実

生涯学習活動を推進するため、むくのきセンターをはじめとする各種施設を活用して、住民各層を対象にさまざまな分野にわたる時代に対応した講座・教室などの事業を開催するとともに、各種サークルなどの自主的活動に対して積極的に援助します。

② 図書館活動の充実

● 資料の充実とサービスの拡充

町の情報発信基地としての図書館活

NPO…非営利組織、民間非営利団体。営利を目的とせず、さまざまな活動を自主的・自発的に行う団体・組織をさす。NPOは、Non Profit Organizationの略。

人材バンク…さまざまな分野において秀でている、また特別な能力（特技）などを持っている人を登録し、その登録された人が地域活動などで活躍してもらう制度。

動を推進するため、教養書、実用書、読み物、郷土・行政資料など、さまざまな分野の資料の充実を図ります。また、高度情報社会に対応して、デジタル資料の収集・提供や、インターネットを活用した情報発信について検討します。

● 広域的図書館ネットワークの推進

幅広い住民の資料要求やレファレンス*に応えるため、資料や情報の相互利用と連携をめざして、相楽郡・京都府・国内へと広域的図書館ネットワークの充実を進めます。

● 児童サービスの充実

児童サービスは、図書館の最も重要な活動の一つであり、児童資料を充実させるとともに、子どもと本を結びつける活動を推進します。また、学校図書館と連携して、資料の共同活用やサービスのネットワーク化を進めます。

● 多様なサービスの展開

生涯学習・地域文化の拠点として、住民と協力した図書館活動を進め、資料を核とした講座・読書会などの集会活動の充実や文化活動の支援に努めていきます。また障害者・高齢者、さらに在住外国人への対応など、すべての住民が必要に応じて利用できるよう多様なサービスを進めていきます。

③ 地域ぐるみで取り組む青少年の育成

● 青少年健全育成活動の推進

新しい時代を切り拓く力を持った、たくましい青少年を育成するため、豊かな体験活動や社会参加活動の促進に努めるとともに、家庭・地域・学校が連携して健全育成活動の総合的な推進を図ります。

青少年関係団体を活性化するため、自主的な文化・スポーツ・社会活動に対する支援に努めます。

「こどもを守る町」宣言*の趣旨を踏まえ、青少年のためのさまざまな文化・スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。

● 青少年非行防止活動の推進

青少年の健全育成のための環境条件を整えるため、不健全な施設などの立地に対して、関係機関と連携し、適切な規制・指導を行います。

また、関係機関・団体・事業者と連携をとりながら、非行の早期発見・未然防止を図るため、青少年健全育成協議会とともに、青少年を取り巻く環境浄化の促進に努めます。

レファレンス…照会、問合せ。

「こどもを守る町」宣言…昭和43年に本町において制定され、内容は次のとおりである。〔青少年は次代の担い手であり、その健全な成長は町民すべての願いである。本町はここに「こどもを守る町」であることを宣言し、町民すべての熱意を結集してその目的達成のために努力する。〕

(3) 体系的な生涯学習の仕組みづくり

① 生涯学習プログラムの整備

誰もが多様な学習活動を主体的に行える生涯学習社会を実現するため、学習需要の的確な把握に努めるとともに、情報化・国際化・少子高齢化社会に対応した学習プログラムを策定します。

② 生涯学習推進体制の整備

社会のさまざまな教育機能の相互の関連性に考慮しながら、生涯学習を総合的・計画的に推進していくために、府や近隣市町村、また、学研都市に立地する大学や企業などと連携を図りながら、全町的な生涯学習推進組織を設置します。



第2節 誰もが健康で元気に暮らせる社会の形成

◆現況と課題

本町では、障害者福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、将来的な福祉ニーズへの対応や制度の転換を見据えた障害者基本計画を策定しました。この計画に基づき、障害者のライフステージ*ごとのニーズを第一として、障害者ができる限り地域の中で必要なサービスや支援を受けながら自立した生活を送ることができるよう、地域住民との協働による精華町らしい障害者の社会参加促進を図る必要があります。

また、本町では、これまでも、社会福祉協議会や民生児童委員協議会、各種ボランティア団体等と協働しながら福祉のまちづくりに取り組んできました。今後、さらに地域福祉を推進していくために

は、行政や関係機関、福祉関係団体と住民が、また住民相互が協力・連携を深める中で、住民の地域福祉に対する意識の高揚を図るとともに、すべての人が自立した生活を送ることができるよう相互扶助の地域社会を構築する必要があります。

少子社会、核家族化の進行、女性の社会進出などによって、児童や家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てについては、保護者だけでなく、地域社会全体で見直していく必要があります。また、本町では、都市化の進展に伴い、コミュニティーの希薄化などに起因する保護者の孤立化などが問題になっており、地域ぐるみで子どもに対する健全育成活動が必要になっています。



ライフステージ…人間の一生を段階的に区分する考え方。幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期などの区分。

高齢者福祉については、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健康で生きがいをもって暮らしていけることが重要であるという観点から、高齢者ニーズの把握に努め、保健・福祉・医療サービスの総合的な供給体制の確立を図る必要があります。また、高齢者が自立して生活できるように、介護予防・生活支援を視点にした福祉サービスの再構築が必要となっています。さらに、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進などによって、豊かな人生を過ごすことのできる生涯設計が可能となるよう、総合的な福祉の推進が求められています。

また、少子高齢化の進展や医療技術の進歩、国民意識の変化などによって、医療を取り巻く環境が大きく変化してお

り、このことを背景として、年金制度や医療保険制度の安定的な運営に向けた、制度体系のあり方など各般の課題について、その改善と充実が望まれています。さらに、健康の阻害要因の増大により生活習慣病が増加し、疾病の予防や早期発見・早期治療の必要性も高くなってきています。今後は、住民一人ひとりがそれぞれのライフスタイルに応じて、健康で暮らせる社会づくりをめざすとともに、住民の健康寿命の延長を実現するための健康施策が求められます。また、中心的な医療機関である国保病院の整備と運営のあり方を見直す時期にきているほか、地域医療における休日・夜間の診療体制の強化など救急医療体制の充実も図る必要があります。



◆施策の体系

節	柱	小 柱
第2節 誰もが健康で元気に暮らせる社会の形成	(1) ノーマライゼーション* 社会をめざす福祉の充実	① 自立と社会参加を支える 障害者福祉の充実 ② 社会保障の充実 ③ 地域福祉の推進
	(2) 安心して子どもを育て る環境づくり	① 健全育成の推進 ② 子育て支援の充実 ③ ひとり親家庭福祉の充実
	(3) 生きいきとした高齢社 会の形成	① 高齢者が活躍できる地域 づくり ② 高齢者福祉サービスの充 実
	(4) 健康づくりの推進	① 健康づくりの推進 ② 感染症予防対策の推進 ③ 保健事業の推進 ④ 医療・救急救助の充実 ⑤ 保健・医療・福祉の連携 システムの構築

◆計 画

(1) ノーマライゼーション*社会を
めざす福祉の充実① 自立と社会参加を支える障害者福
祉の充実

●ふれあいと社会参加の機会づくり

障害者やボランティアを核とした仲間づくりを進め、広く住民の参加による理解と交流によってノーマライゼーション*社会の実現を図ります。

●障害児教育の推進

障害児の療育、子育て支援、障害児教育の充実を積極的に進め、発育段階におけるノーマライゼーション*の理

念に基づいた意識の醸成を図ります。

●生活支援サービスの充実

ライフステージ*に対応した保健・医療・福祉サービスの充実により、障害者の生活の質の向上を図るため総合的な支援システムの整備を進めます。

●社会参加を支えるまちの環境づくり

障害者が地域で自立した日常生活及び社会生活が送れるよう、生活環境のバリアフリー*整備を進めるとともに、保健・医療・福祉の連携のもとで、必要なケアを提供するなど、地域における支援体制についても検討します。

ノーマライゼーション…障害者や高齢者等社会的に不利を負いやすい人びとを当然に包括するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で、他の人びとと同等の権利を享受できるようにするという考え方、方法。

ライフステージ…人間の一生を段階的に区分する考え方。幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期などの区分。

バリアフリー…障害者が社会生活を営むうえででの障壁（バリア）をなくすこと。バリアには意識上のもの、建物などの物理的なもの、制度的なものなどがある。

- **自立に挑戦する働く場づくり**

障害者の雇用の促進や就労の定着を図るために、関係機関との連携を図りながら就職情報の提供や就職活動の支援を行います。また、授産施設等における福祉的就労の場の提供を支援します。

- **計画の進行管理への当事者参加**

障害者基本計画の施策や事業の実施において、障害者や介助者、ボランティア等の住民参加を促進します。それらの取り組みを通じて、計画の進行管理における当事者参加を促進します。

② 社会保障の充実

- **相談体制の充実**

生活困窮者や低所得者・世帯の自立助長を図るため、社会福祉協議会や民生児童委員等との連携を強化し、生活実態の把握に努めるとともに、生活相談体制の充実を図ります。

- **就労対策の推進**

要援護世帯の自立助長を促進するため、就職相談や情報提供など就労対策の充実を図ります。

- **地域雇用の創出支援**

既存企業の振興や新規企業の立地による地域雇用の創出などを行うため、雇用創出支援の検討を進めます。

- **国民年金制度充実の要望**

社会の高齢化に対応して、国民年金制度についての充実発展と普及啓発を図り、国民年金制度が円滑運営されるよう、国などへ要望します。

- **国民健康保険制度充実の要望**

住民が将来にわたって安心して必要な医療を確保し、負担と給付の公平を図ることによって、安定した国民皆保険制度を維持するために、国民健康保険制度の充実を国に要望するとともに、保健施設事業の一層の充実に努めます。

- **介護保険制度の充実**

適正な保険料の設定と保険料の円滑な収納を図るとともに、保険事業運営の効率化を推進し、財政基盤の安定化に努めます。

③ 地域福祉の推進

- **地域福祉の啓発**

地域福祉活動について、住民の自発的・自主的な参加を促進するため、さまざまな機会を通して啓発活動を推進します。

- **福祉ボランティア団体の育成・支援**

住民の主体的な福祉ボランティア活動を活発化させるために、各種ボランティア団体の活動を支援するとともに

に、ボランティアリーダーの育成を図ります。

- **地域福祉計画の策定**

地域福祉活動への住民参加により地域福祉力をたかめ、誰もがその人らしい安心で充実した生活を可能とする地域社会をめざした、地域福祉計画の策定を進めます。

- **地域福祉の推進体制づくり**

地域福祉の総合的な推進を図るため、社会福祉協議会や関係機関・団体等とより一層の連携と組織強化を図ります。

- **福祉施設の整備・充実**

あらゆる福祉ニーズに対応するため、地域福祉活動の拠点として地域福祉センターかしのき苑の機能充実を図るとともに、新たな展開に向けた施設整備を図ります。

- **誰もが暮らしやすいまちづくりの推進**

やさしいまちづくり整備指針に基づき、公共公益施設だけでなく、開発事業者や企業などの協力も得て、障害者、高齢者、妊産婦など誰もが利用しやすい施設や生活環境の整備に努め、誰もが暮らしやすいまちづくりの推進を図ります。

(2) 安心して子どもを育てる環境づくり

① 健全育成の推進

「こどもを守る町」宣言*に基づき、子どもが健全に育つよう各種施策を進め、近年社会問題となっている、いじめ・不登校・児童虐待について、関係機関と連携し、その対応を図ります。

また、児童遊園等の子どもの遊び場について、整備充実に努めるとともに、子どもの交流の場づくりに関する設置を検討し、児童の健全育成に努めます。

② 子育て支援の充実

地域で子育てを支え合う環境づくりをめざして、子育て支援計画に基づき、保育サービスの充実を図ります。

核家族化等で子育てに不安や悩みを持つ親が増えている中、保育所が子育て支援の拠点になるよう計画的な整備に取り組みます。

完全学校週5日制の実施など、児童の取り巻く社会的環境やニーズの変化に対応して、学童保育の充実に努めます。

③ ひとり親家庭福祉の充実

ひとり親家庭における生活の安定と健全な子育てが行えるよう、母子福祉推進委員等関係機関と連携を図りながら、適切な支援を進めます。

「こどもを守る町」宣言…昭和43年に本町において制定され、内容は次のとおりである。

〔青少年は次代の担い手であり、その健全な成長は町民すべての願いである。本町はここに「こどもを守る町」であることを宣言し、町民すべての熱意を結集してその目的達成のために努力する。〕

(3) 生きいきとした高齢社会の形成

① 高齢者が活躍できる地域づくり

● 高齢者の生涯学習と地域活動支援

自己実現を図りながら豊かな人生を過ごすことができるよう、高齢者自らが企画し選択できるような生涯学習環境の整備を図ります。また、高齢者の社会参加を促進するため、身近な地域での高齢者の地域活動や老人クラブ活動を支援します。

● 高齢者の健康対策の推進

高齢者の健康保持・増進、疾病予防、機能回復のため、保健・医療施策との連携を図るとともに、健康管理システムを用いて高齢者自らが健康について考え実践していくための機会づくりを進めます。

● 高齢者の就労支援

高齢者の豊富な経験と技術を生かした就労機会を確保するため、シルバー人材センターの設立、機能充実を図り、高齢者の生きがいづくりと社会参加の拡大を支援します。

② 高齢者福祉サービスの充実

● 地域に根ざした福祉サービスの展開

すべての人が年齢や性別、障害の有無に関わらず、自己の意思によって地域で生活できるように、高齢者保健福祉計画等に基づいて、ハード・ソフト

両面から各種福祉サービスを展開します。また、社会福祉協議会や関係団体等の地域福祉活動を支援するとともに、ボランティア活動との協働を図りながら、地域での相互支援システムづくりを進めます。

● 介護サービスの充実と確保

高齢者個々の保健・医療・福祉ニーズに対応した各種サービスの効率的な提供を行うため、在宅介護支援センターを中心に、総合的な福祉サービスのマネジメント体制の推進と充実を図ります。また、介護保険における必要な各種介護サービスの確保に努めます。

● 介護予防・生活支援サービスの充実

介護予防と高齢者の自立支援のため、介護予防教室や生きがい活動通所事業、配食サービス等より質の高い高齢者保健福祉サービスの充実に努めます。

● 介護家族への支援

介護者の負担を軽減するため、在宅介護家族への支援制度の充実を図ります。

● 高齢者等の権利擁護

成年後見制度や地域権利擁護事業等に基づき、意思決定能力に欠ける痴呆性高齢者等の権利擁護体制の確立や支

援体制の整備に努めます。

- **住宅環境の整備**

高齢者が安心して暮らせ、自立生活を支援するため、専門スタッフによる住環境の整備に関する相談指導体制を確立するとともに、緊急時通報装置の設置や巡回防火指導等の充実・強化に努めます。

- **老人保険制度の充実**

急速な少子高齢化、経済の低迷、医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療制度を取り巻く環境は大きく変化しています。

将来にわたり、医療制度を維持可能な制度へと再構築していくために、医療制度を構成する保健医療システム、診療報酬体系、医療保険制度の改革を国などに要望します。

(4) 健康づくりの推進

① 健康づくりの推進

生涯にわたって健康に関心を持ち、望ましい食事や運動などの生活習慣が身につくよう、健康教育や健康相談を通じて、住民の健康増進への意識の高揚に努めるとともに、自らの健康管理に役立てるための健康手帳の利用を促進します。

栄養面から住民の健康づくりを支える推進役として、食生活改善推進員の

養成に努め主体的な活動を支援します。

健康づくりの拠点として保健センター機能の充実を図ります。

② 感染症予防対策の推進

予防接種の有効性や安全性、副反応などを正しく理解し予防接種が受けられるよう、情報の提供に努めます。

感染症に対する正しい知識の普及を図るとともに、予防方法の啓発、普及に努めます。

③ 保健事業の推進

妊婦や乳幼児に対する健康診査、保健指導などの充実により乳幼児の健全育成を図ります。

健康診査や健康教育の充実及び健康管理システムを用いて、住民自らが生活習慣病などを予防するために健康状態の総合的な把握と主体的な健康管理の支援に努めます。

保健センターを中心に高齢者が健康でいきいき暮らせるよう疾病予防に努めます。また、健康診査後の体系的な健康教育、訪問指導、機能訓練事業により、障害や寝たきりの予防を推進するとともに、高齢者自ら健康への意欲が増進するよう啓発を行います。

各種がん検診の実施方法の工夫により受診機会の拡大を図り受診率の向上に努めます。

④ 医療・救急救助の充実

● 医療機関の充実

本町の人口規模に見合った、地域医療の拠点となる病院の整備については、住民が安心して医療を受けられる体制づくりのために、国保病院の整備と運営のあり方に関する審議会答申での「民間との共同化」の趣旨を踏まえ、住民のニーズを満たす診療科目の設置も視野に入れながら、医療機関の充実を図ります。

● 高次医療の誘致

医療機能の一層の充実のため、国の都市再生プロジェクトに盛り込まれた「大阪圏ライフサイエンスの国際拠点形成^{*}」の一環として検討されている「学研都市メディカルコンプレックス構想^{*}」などの各種動向を踏まえ、高次医療施設の立地誘導を図ります。

● 救急医療体制の充実

地域医師会、医療機関、近隣市町村との連携により、休日・夜間の診療体制の強化も含めて広域的な救急医療体制の充実に努めます。

また、住民に対し、緊急時における応急手当などの知識や技術の情報提供と普及・啓発に努めます。

● 医療保障制度の充実

住民が安心して医療を受けられるよ

うに、また、将来にわたって医療保障制度の安定的な運営を図るため、医療保険制度の体系のあり方など関係機関に要望します。

特に、国民健康保険においては、高齢化の進展に加え、近年の厳しい経済状況等を背景に、厳しい財政運営が迫られている状況であり、財政基盤の強化策を講じていきます。

⑤ 保健・医療・福祉の連携システムの構築

住民が安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の総合的なサービス提供や相談支援体制の充実を図るために、健康管理システムや高齢者及び障害者関連システムと総合窓口システム等の連携により福祉総合システムの構築を進めます。

^{*}大阪圏ライフサイエンスの国際拠点形成…平成13年、国により決定された都市再生プロジェクト（第二次決定）の一つ。大阪圏においてライフサイエンスに関する大学や試験研究機関、医療・製薬産業等の集積を育成し、相互に連携させることにより、ライフサイエンスの基礎から臨床研究、産業化に至る総合的な国際拠点を形成し、経済再生を通じた都市再生を図ることをめざしている。関西文化学術研究都市も大阪圏のライフサイエンスの集積拠点として含まれている。

学研都市メディカルコンプレックス構想…高度移植医療を中心とした高度・先進医療センターの整備を図り、新たなメディカルコンプレックス都市の機能形成をめざすもの。

第3節 交流の輪が広がる活動的な地域づくり

◆現況と課題

全国的な少子高齢社会の中で、地域福祉の向上や防犯・防災など、多様な課題に的確に対応するために、住民の自主的な地域参加と交流に支えられた、自治会をはじめとするコミュニティー活動が極めて重要になっています。本町では、これまで基礎集落圏を中心とした自治会単位での集会所やかしのき苑などのコミュニティー施設の整備を積極的に推進してきました。今後は、ますます、地域の主体的な活動を通じた住民相互の信頼と連帯が不可欠であり、その活動の場であるコミュニティー施設の果たす役割も大きくなっています。

スポーツの振興については、住民一人ひとりのスポーツへの主体的な取り組みがあって初めて可能となるものです。国においては、平成12年に「スポーツ振興

基本計画」を策定し、明るく豊かで活力のある社会を実現するために、スポーツの振興に取り組むことを掲げています。本町では、打越台グラウンド、池谷公園、町立体育館、木津川河川敷多目的広場の整備や学校施設の開放など、施設の充実に図りながら各種のスポーツ教室や競技大会などを開催してきました。また、体育協会や体育指導委員会と連携しながら各種の行事を実施し、指導者やスポーツ団体の育成にも努めています。今後は、いつでも、どこでも、だれでも気軽に参加できる「生涯スポーツ」の視点から、施設の量的・質的充実、スポーツ団体の育成と強化、指導者資格所有者の確保、住民のニーズを把握した事業の実施、及び施設の適切かつ効率的な管理運営を確保できる体制整備などさまざまな条件整備を図る必要があります。



歴史・文化については、本町では、古くは平安京と平城京を結ぶ回廊的位置にあったため、豊かな歴史的文化遺産に恵まれており、「精華町文化財保護条例」などによりその保存・継承を進めてきました。今後は、文化財を地域文化の貴重な財産として、歴史民俗資料館などの施設整備を進め、その保存と活用を図ることが必要です。また、過去の伝統的文化の基盤の上に、現在の住民文化活動を展開し、新たな文化を創出することも肝要です。本町では、「せいかふれあいコンサート」や「けいはんなプチコンサート」

などの文化芸術振興事業を実施してきましたが、いずれも側面的な支援にとどまり、行政施策としての主体的な取り組みには至っていないのが現状です。また、1,000人を収容可能なけいはんなプラザの住友ホールや、パイプオルガンが特色の精華町交流ホールなど文化芸術振興の基盤が整っているにもかかわらず、利活用を含め十分な事業の展開が図られているとは言えません。今後は、都市化に伴う新たな住民ニーズを踏まえ、個性ある本町独自の文化芸術振興策を積極的に推進する必要があります。



◆施策の体系

節	柱	小 柱
第3節 交流の輪が広がる活動的な地域づくり	(1) 多様な地域活動の促進	① コミュニティー施設の整備 ② コミュニティー活動の推進
	(2) 活発なスポーツ・文化活動の展開	① 参加しやすいスポーツ・レクリエーション活動の充実 ② スポーツ・レクリエーション活動推進体制の整備 ③ 文化財の保存活用 ④ 個性ある文化芸術の振興 ⑤ スポーツ・文化施設ネットワークの整備

◆計 画

(1) 多様な地域活動の促進

① コミュニティー施設の整備

地域コミュニティ活動の拠点ともなる集会所などの充実・整備を進めるとともに、学校の余裕教室等を利用し、地域開放できるように検討するなど、地域と一体となった公共施設の利用に努めます。

また、広域でのコミュニティ形成を進めるにあたり、住民参加により調査・検討を行い、コミュニティセンターなどの整備を進めます。

② コミュニティー活動の推進

● コミュニティー組織の育成と支援

自治会などにおける住民の自主的な活動を通じて、コミュニティの醸成

を図るとともに、地域の活性化を担うコミュニティ組織の育成と諸活動に対する支援を図ります。

そのため、自治会を単位とするまちづくり協議会により、地域的な課題解決や地域づくりを進める活動に対して、「(仮称) まちづくり創精基金」の創設により支援を行えるように進めます。

せいか祭り・町民運動会などを通じて、住民主体による企画・構成を行い、今まで以上のコミュニティ活動の展開を促進するとともに、住民がまちづくり活動を担う支援策の一つとして、「(仮称) まちづくり講座」などの学習機会の提供を図ります。

また、既存地域と開発地域の区別なく、環境問題や景観など、すべての住

民が共通課題と感じていることを自治会で取り組み、自治会同士の交流ができる機会やシステムを整備します。

- ボランティア活動の振興

社会教育施設や学校等におけるボランティア活動を促進するため、研修機会の充実を図り、「2001年ボランティア国際年」の取り組みの成果を踏まえ、ボランティア活動の振興に努めます。

(2) 活発なスポーツ・文化活動の展開

① 参加しやすいスポーツ・

レクリエーション活動の充実

住民が相互に交流と親睦を深めながら、地域の活性化と競技力の向上を図るため、各種スポーツ大会の開催を図ります。また、生涯スポーツに向けて、誰もが気軽に参加できるニュースポーツ*などの各種スポーツ教室を開催し、スポーツ・レクリエーション活動の底辺拡大に努めます。

② スポーツ・レクリエーション活動推進体制の整備

- 指導者と資格所有者の発掘と育成

各種のスポーツ教室・研修会などのスポーツ・レクリエーション活動や、関係機関・団体などの連携の中から、指導力を持った人材を発掘し、スポーツ振興の核となる高い資質を持つ指導者の人材バンク*の仕組みを作ります。

また、必要な講習会の開催などにより、指導者や資格所有者の育成と資質の向上を図ります。

- スポーツ団体の育成

住民の日常的なスポーツ団体を促進し、相互の親睦と交流を深めるため、スポーツクラブやサークルの育成や組織の充実に努めます。

また、スポーツ団体の要となる体育協会の組織強化のため、各種競技団体の組織の充実や、校区社会体育振興会の組織化を図るとともに、法人化をめざします。

さらに、青少年のスポーツ団体活動の促進と健全な育成のため、スポーツ少年団の育成に努めます。

③ 文化財の保存活用

- 文化財保護

すぐれた文化財を、住民の大切な財産として次の世代に継承していくために、住民の理解と協力を得ながら、法令に基づいた文化財保護施策を推進します。

そのために、有形文化財をはじめとする種々の文化財の調査・研究を行い、その収集と保存に努めるとともに、住民の文化財保護意識が高まるようそれらの活用を図ります。

また、重要な遺跡については遺跡公園などを整備し、住民の憩いの場とし

ニュースポーツ…新しいタイプのスポーツの総称で、グラウンドゴルフ、インディアカなど誰でも楽しめる特徴を持つ。

人材バンク…さまざまな分野において秀でている、また特別な能力（特技）などを持っている人を登録し、その登録された人が地域活動などで活躍してもらう制度。

て、その保存と活用を図ります。

- **歴史民俗資料館の建設**

文化財保護行政の拠点として、調査・研究・資料の収集保管場所であると同時に、住民が歴史、伝統文化などを知り、親しむ場として歴史民俗資料館を建設し、文化の拠点の一つとします。

④ 個性ある文化芸術の振興

- **文化事業の展開**

文化の振興を学研都市の成熟とまちの活性化の基本として位置付け、町民文化の祭りをを行うほか、文化機会提供事業として、「せいかふれあい劇場」や「せいかふれあいコンサート」を実施するとともに、「精華町交流ホールコンサート」の実施や（株）けいはんな等が主催する文化事業への助成など、地域文化振興事業を積極的に実施します。

また、収益的事業と住民支援事業をバランス良く実施するために、（仮称）財団法人精華町文化振興事業団の設立をめざします。

- **文化団体の育成**

住民の自主的な文化活動を推進するために、精華町文化協会などを通じて住民支援事業を実施する一方、文化育成の担い手となる個人や団体の発掘と支援を行います。

⑤ スポーツ・文化施設ネットワークの整備

- **スポーツ施設の整備**

住民が気軽に足を運ぶことができ、スポーツ・レクリエーションを楽しむように、施設を有効に活用するとともに、より活発な住民のスポーツ活動に対応できるよう総合運動公園及びプールなどの建設を行い施設の充実に努めます。

- **野外活動施設の建設**

日常生活の中では得ることのできない自然とのふれあいや交流の重要性を踏まえ、青少年をはじめ、住民がレクリエーション活動や、野外活動・団体活動・学習活動などを実施し、住民相互の親睦とコミュニケーションを図ることができるように、各種施設の利用などを含めた野外活動施設の具体化に向けた検討を行います。

- **学校施設の開放**

生涯スポーツの視点から、スポーツクラブをはじめとして地域住民などへ、学校施設を積極的に開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場の確保に努めるとともに、必要に応じて、屋外運動場などの夜間照明施設などを設置し、施設の利用拡大に努めます。

- **文化施設ネットワークの整備**

けいはんなプラザ住友ホールや精華町交流ホール、かしのき苑ふれあい大ホール、むくのきセンター多目的ホールをまちの文化拠点として位置付け、それぞれ連携利用できるよう文化施設ネットワークを整備します。



第4節 共に生きる人間尊重のまちづくり

◆現況と課題

多文化共生社会については、学研都市の成熟に伴う国際化の進展に対応して、これまでホームステイ事業や国際交流プログラムなどの事業を展開し、住民レベルでの国際理解に努めてきました。今後は、住民や立地企業、NPO*など、多様な団体等が参画・連携することにより、みんなが暮らしやすいまちづくりを推進し、多文化共生と相互扶助による新たな国際交流活動の促進を図っていく必要があります。

男女共同参画社会については、昭和50年（1975年）の国際婦人年を契機として、4半世紀にわたる女性の地位向上の取り組みにより、男女平等の実現に向けた内外の状況が大きく変化しました。国では、男女の能力や役割に対する固定的な考え方や男女差別の社会制度・慣行を解消するため、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定しています。本町においても「男女共同参画計画」を策定し、国や府に準じた施策や本町の特性に応じた施策について、総合的かつ計画的に推進する必要があります。

人権については、「世界人権宣言」において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」とうたっており、人権尊重の機運が世界的な潮流となっています。本町では、「『人権教育のための国

連10年』精華町行動計画」を策定し、教育や啓発などを通じて人権啓発活動の推進に努めてきました。しかし、同和問題や女性問題など差別や偏見は依然として存在し、社会の複雑化などに伴い人権問題はますます多様化すると考えられます。「人権の世紀」といわれる21世紀を確かなものにするため、あらゆる機会をとらえ人権の確立に向け一層の取り組みが必要です。

平和については、本町では、昭和62年に平和を愛する住民の決意を込めて「非核・平和都市宣言」を行い、平和祭典などの啓発事業を実施しながら、平和への実践と住民意識の醸成を図ってきました。今後、恒久平和の実現には、住民とともに平和への取り組みを進めていくことが重要であるとの考えに立ち、住民の恒久平和を願う身近な取り組みや平和に貢献する活動の支援を進めていく必要があります。

NPO…非営利組織、民間非営利団体。営利を目的とせず、さまざまな活動を自主的・自発的に行う団体・組織をさす。NPOは、Non Profit Organizationの略。

◆施策の体系

節	柱	小 柱
第4節 共に生きる人間尊重のまちづくり	(1) 多文化共生社会の実現	① 国際化対応の地域づくり ② 外国人のまちづくり参加機会の充実 ③ 国際交流活動の促進
	(2) 男女共同参画社会の実現	① 男女共同参画社会の環境整備 ② 社会参加システムの確立
	(3) 人権尊重のまちづくり	① 人権尊重の社会の実現 ② 平和の実現

◆計 画

(1) 多文化共生社会の実現

① 国際化対応の地域づくり

学研都市の建設の進展に伴い、多数の外国人が本町に居住、滞在、訪問する中で、外国人が暮らしやすく、気軽に訪れることができるように、公共公益施設や交通機関などの外国語案内板の設置を進めるとともに、生活関連施設の整備など、生活環境の充実に努めます。

② 外国人のまちづくり参加機会の充実

地域の課題や文化・教育などについて、意見交換や相互交流を図る場を設定し、まちづくりに対する外国人の参加機会を創出することによって、多文化共生と相互扶助によるみんなが暮らしやすいまちづくりの促進を図ります。

③ 国際交流活動の促進

せいかグローバルネットなどのNPO*と協働して、世界中から人びとが集う草の根レベルの活発な交流事業を展開します。また、友好宣言都市ノーマン市との交流促進のほか、多様な友好都市関係を築き、国際都市としての精華町をアピールします。

(2) 男女共同参画社会の実現

① 男女共同参画社会の環境整備

●男女平等と共同参画社会の推進

「男女共同参画社会基本法」の基本理念と国や府の行動計画を踏まえつつ、一人ひとりの個性を尊重しあう男女共同参画社会の実現をめざしたさまざまな分野における施策の推進に対して総合的・計画的に取り組めます。

●推進体制の整備

柔軟で実効性のある施策を展開する

NPO…非営利組織、民間非営利団体。営利を目的とせず、さまざまな活動を自主的・自発的に行う団体・組織をさす。NPOは、Non Profit Organizationの略。

ために、男女共同参画社会基本法に準じて、国・府の計画を踏まえた、男女共同参画計画を策定するとともに、各分野における推進体制の整備・充実を図ります。

●男女平等の教育・啓発活動の推進

家庭や学校・職場・地域などにおいて、男女の固定的な性的役割分担意識の解消に努めるとともに、男女平等意識を高めるため、生涯学習等あらゆる機会をとらえて、個を大切にした人権意識を育てる教育を一層推進します。

② 社会参加システムの確立

●社会参加の促進

男女ともに豊かで住み良い社会システムを構築するため、行政をはじめ各種機関・団体における政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

また、子育てや介護の社会的支援システムの整備・充実を図ります。

●パートナーシップの確立

男女を問わず自立した個人として、お互いを尊重し、支えあうパートナーシップの確立をめざします。労働環境においても、男女が対等のパートナーとなれるよう、法律や制度の周知を図ります。

(3) 人権尊重のまちづくり

① 人権尊重の社会の実現

●行動計画に沿った施策の推進

「人権教育のための国連10年」精華町行動計画に基づき、人権意識の一層の高揚を図るために、関係機関や団体と連携して、各分野における推進体制の整備・充実を図ります。

●人権教育の推進

基本的人権の尊重を生涯にわたる学習課題としてとらえ、人権についての正しい理解と認識の基礎を養うため、学校教育や社会教育などあらゆる分野において、同和問題や女性問題など人権問題に関する教育を推進します。また、その学習活動を支援するための学習環境や学習機会等の充実を図ります。

●啓発・相談活動の推進

人権尊重の意識が、一人ひとりの日常生活の中に定着するよう、広報紙や街頭啓発などにより情報を提供するとともに、住民交流や指導者の養成、関係機関・団体等との連携協力に努めるなど、効果的な啓発を行います。また、DV*等の問題については、相談・カウンセリング体制等の充実を府や関係機関に働きかけるとともに、被害防止の啓発に努めます。

DV…ドメスティック・バイオレンス。夫婦や恋人など親密な関係にあるパートナー間で振るわれる暴力のこと。(肉体的暴力、言葉の暴力、性的暴力、社会的暴力など) DVは、Domestic Violenceの略。

- **生活環境の整備**

すべての住民が平等で安心・安全な生活を確保できるよう、施設のバリアフリー*化など生活周辺の環境整備を推進します。

② 平和の実現

- **平和意識の啓発**

住民が安心して生活できる核兵器のない平和な社会の実現のため、住民への「非核・平和都市宣言」の趣旨の浸透を図ります。

また、学校教育や社会教育との連携のもとに、平和資料の保存や活用などを通じて、核兵器の廃絶や平和の大切さ、戦争の悲惨さと非人道性を啓発するための事業の充実に努めます。

- **平和活動の促進**

核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向けた取り組みを促進するため、住民による恒久平和を願う身近な取り組みや平和に貢献する活動の支援に努めます。

バリアフリー…障害者が社会生活を営むうえででの障壁（バリア）をなくすこと。バリアには意識上のもの、建物などの物理的なもの、制度的なものなどがある。



第2章

暮らしを支え、活力を生み出すまちづくり

第2章 暮らしを支え、活力を生み出すまちづくり

第1節 活力を生み出す交流活動が活発な地域づくり

◆現況と課題

本町では、学研都市の建設に伴い、研究所などの立地が進み、多くの研究者や専門的な技術者が勤める一方、国立国会図書館関西館や私のしごと館など集客施設の立地によって来訪者が増えつつあります。しかし、こうした交流人口の増加が、教育や生涯学習、地域経済、観光などの振興において、いまだ十分につながっているとは言えません。一方、本町では、農業農村振興を目的に結成されたふるさと塾「21創精塾」が地域活性化に向けた積極的提言を行ってきたほか、この地域に集積する技術を活用して、児童・生徒の科学探究心を育む体験学習が行われたり、NPO*などの取り組みが活発化するなど、関係者のネットワークづくりが生まれつつあります。

また、学研都市建設の推進では、産学官が連携して、ようやく具体的な進展が見られるようになってきました。例えば、学研都市の「ヒューマン・エルキューブ産業創成のための研究プロジェクト*」が、文部科学省の「知的クラスター創成事業*」の一つに選定され、同志社大学

などの技術シーズを地域企業の研究開発や産業化に結びつける取り組みが進められています。また、本町における地域資源の掘り起こしや文化芸術事業において、近隣大学の学生による参加が進んでいます。

こうした状況を受け、今後、学研都市の活性化をめざして、産学官の交流活動を推進していくためには、草の根レベルでの交流プログラムづくりに対する活動支援や、起業家交流のための環境づくり支援のほか、新たな可能性が期待される分野でのコーディネート事業を積極的に実施していく必要があります。特に、パイロットモデル都市*としての成熟を図るために、研究開発から試作品づくり、社会的実証用実験などが一連のサイクルとして成立できるようにし、地域外との連携を含めたものづくりネットワークの形成を進める必要があります。

NPO…非営利組織、民間非営利団体。営利を目的とせず、さまざまな活動を自主的・自発的に行う団体・組織をさす。NPOは、Non Profit Organizationの略。

ヒューマン・エルキューブ産業創成のための研究プロジェクト…平成14年度に指定された知的クラスター創成事業の一つ。特定領域は、IT・ゲノミックスの高度利用による豊かな生活支援技術の創出。共同研究テーマは、1. 多様ゲノム高度利用技術の開発（ライフサイエンス）2. 新家電（ネオカデン）関連技術の開発（リビング・テクノロジー）3. 学習・体験支援関連技術の開発（ラーニング・ファシリテーション）。

知的クラスター創成事業…特定の技術領域に特化し、地域の知的創造の拠点である大学等の公的研究機関を核として、研究機関、ベンチャー企業等の研究開発型企業等による国際的な競争力のある技術革新のための集積（＝「知的クラスター」）の創成をめざす事業である。地方公共団体の主体性を重視した、文部科学省による支援事業である。

パイロットモデル都市…文化学術研究の諸活動の成果を積極的に取り入れ、人間居住の各側面で21世紀の文明にふさわしい今後の都市のあり方を提示し、先導する実験的な都市。

◆施策の体系

節	柱	小 柱
第1節 活力を生み出す交流活動が活発な地域づくり	(1) 科学技術の振興とものづくり	① 地域活性化グループの育成
	(2) 産学官連携の推進	① 学研都市を中心とする交流活動の促進 ② 多様な学生交流活動の促進

◆計 画

(1) 科学技術の振興とものづくり

① 地域活性化グループの育成

● 児童生徒の科学探究心の喚起

学研都市の立地施設や関係機関の交流を促進し、児童生徒の科学探究心を喚起する体験学習を実施する「けいはんなサイエンススクール」事業などを推進するほか、立地施設の関係者や地域住民で構成されるNPO*などと協力して、児童生徒を対象とした科学イベントなどを実施します。

● ものづくりネットワークの形成

学研施設の研究機関と、地域外の事業者や町内商工業者も含めたものづくりネットワークの形成に向けて、研修会や交流イベントの実施を図ります。また、立地施設の技術開発を活かした精華町発の新たな製品開発を促進するため、研究開発から試作品づくり、社会的実証実験までのコーディネート事業を推進します。

(2) 産学官連携の推進

① 学研都市を中心とする交流活動の促進

産学官連携による地域活性化を積極的に進めるうえで不可欠となる大学シーズの活用を図るため、同志社大学や(株)けいはんなの連携部門との連携を進め、地域における大学連携情報の提供などのコーディネート事業を進めます。

② 多様な学生交流活動の促進

● インターンシップ*事業の推進

地域資源の発掘や地域政策への提言づくりなど、地域活性化への学生の視点を取り入れたインターンシップ*事業の推進を図ります。

● 文化芸術交流活動の促進

舞台芸術の施設に恵まれた本町の特色を生かし、近隣大学の学生による発表の場としての環境づくりに努め、コンサートやコンテストなどの交流イベントの実施を図ります。

NPO…非営利組織、民間非営利団体。営利を目的とせず、さまざまな活動を自主的・自発的に行う団体・組織をさす。NPOは、Non Profit Organizationの略。

インターンシップ…大学生などが、在学中に自らの選考や将来の進路と関連した就業体験をする制度。

第2節 地域農業の活性化

◆現況と課題

本町の農業は、稲作中心に発展してきましたが、都市化の影響により、耕地の減少、兼業化の進行、後継者不足など農業を取り巻く環境が、ますます厳しくなっています。このような中で、大都市近郊という地理的条件を活かし、野菜のハウス栽培、花き栽培などの施設園芸が増大しつつあり、伏見とうがらし、えびいも、花菜が京都の伝統野菜ブランド産地の指定を受けたほか、減農薬有機栽培米、健康食品の原料となるケールの栽培など、新たな分野への取り組みも進められています。

一方、農業が本町の主要な地域産業として、都市近郊での食糧生産を担うだけでなく、農地も本町の重要な風景を構成し、地域環境を保全する役割を果たしていることから、今後も農地の有する多面的な役割を生かしながら、持続的に農業の振興を図る必要があります。さらに、近郊農業として発展させていくためには、農業基盤の整備、農業の高度化や効率化の促進、農業経営の近代化、後継者育成、既存の営農組織の活動強化や新たな営農団体の育成を図ることなどが必要となっています。

また、「21創精塾」による提言から、野菜や花の栽培が盛んとなり、朝市や観光農園が生まれ、特産品開発などが進められてきました。一方、消費者側も、新鮮で安全なものや素朴で楽しい買い物を求める傾向にあり、また、農地などの豊かな自然環境を支持していることから、都市住民と農家が協力して新しい地域社会を形成することが一層重要となっています。



◆施策の体系

節	柱	小 柱
第2節 地域農業の活性化	(1) 農業生産基盤の整備	① ほ場整備事業の促進 ② ため池整備と有効活用 ③ 農業用水の確保
	(2) 生産体制の強化	① 農地の保全と利用増進 ② 営農組織・後継者の育成・支援 ③ 都市近郊農業の振興 ④ 特産品開発の強化 ⑤ 集出荷販売体制の強化
	(3) 交流型農業の展開	① 都市農村交流の推進 ② 農産物地場流通の促進 ③ 21創精塾との連携

◆計 画

(1) 農業生産基盤の整備

① ほ場整備事業の促進

農地の高度利用による農業生産性の向上を図るため、具体的な調査・検討を行い、総合的な生産基盤としての農用区域におけるほ場整備を図ります。

② ため池整備と有効活用

農業用水確保のために、住民参加等による検討方法によって、ため池の有効利用に関する計画的整備を進めます。

③ 農業用水の確保

下水道の普及を図ることによって、都市汚水の農地への流入防止に努める

とともに、水質確保のために深井戸の設置やため池の整備などを進め、農業用水の確保を図ります。

(2) 生産体制の強化

① 農地の保全と利用増進

● 農地の保全と活用

安定した農業経営を保つため、優良農地の保全に努め、農地の受委託事業などにより、農地の集約・団地化や有効利用を図ります。

● 農地の利用増進の促進

遊休地や耕作放棄地等を増やさないためにも、中核的農家への農地の集団的集積や農地の流動化を促進し、農業経営の規模拡大や農地の有効・高度利用を図るとともに、都市農村交流事業

の展開など農業生産の効率化を進めます。

また、農業生産法人など新たな営農組織の育成などを含めて、農作業の受委託組織の設立を促進します。

② 営農組織・後継者の育成・支援

集団的土地利用や機械・施設の共同利用、労働力の効率利用を通じて、組織的な担い手としての営農組織や後継者の育成・支援を図ります。

また、各集落の営農組織独自の研修会なども開催し、リーダーの育成を図るとともに、農業後継志望者に対する支援策を検討します。

③ 都市近郊農業の振興

都市近郊という地理的条件や、ハウス栽培・施設園芸の普及により、苺、みず菜、とうがらし、花等の生産量も増大しつつあることから、野菜のブランド化の推進や新規作物の導入により、品質と生産性の高い農産物づくりを進めます。

また、農業の最新技術を導入するなどして、特色のある農業を推進します。

④ 特産品開発の強化

● 特産物の育成

伝統野菜などの産地形成を進め、ブランド産地指定の促進や栽培技術の向上を図り、特産物の育成や開発・支援

に努めます。

● 特産品の開発

町内で生産された農産物を消費者のニーズに応えるために、特産品開発技術研修会や特産品モニター調査など、華工房の機能を活用して、より付加価値の高い加工品としての特産品開発に努めます。

⑤ 集出荷販売体制の強化

生産物の安定した集出荷を推進するために、JAを中心とする共販体制を確立します。また、産地間競争に対応するため、生産技術の向上や生産出荷の計画化、品質の均質化・省力化など、生産・販売面における生産者組織の育成強化を図ります。

さらに、学研都市の開発地域や学校給食に向けて、農産物や特産品などの供給を充実するなど、地元消費者との結びつきを強めます。

(3) 交流型農業の展開

① 都市農村交流の推進

都市住民の農業に対するレクリエーション需要に対応して、観光農園や市民農園などの基盤整備を進め、都市と農村の交流を推進します。特に観光いちご園では、観光農業の拠点として、さらなる発展をめざします。

また、他の農産物や果実の生産等に

についても、一年を通した観光農園化をめざして経営の合理化などを図り、観光事業の一層の推進を図ります。

② 農産物地場流通の促進

地場流通を促進し、生産者と消費者との交流や生産者の顔が見える販売をするために、常設の直売所の設置や改築、加工場の建設など、地場農産物の地元消費や販路拡大を図ります。

③ 21創精塾との連携

都市住民と農家が協力して進める新たな地域づくりを支援するとともに、21創精塾と連携した取り組みを通じて、農村と都市の交流を推進します。



第3節 商業・サービス業の振興

◆現況と課題

本町の商業は、各商店の規模が小さく、商店街としてのまとまりを欠くほか、周辺道路も狭く駐車場の不足などもあって、ショッピング空間としても魅力に乏しい状況となっています。一方、近隣では交通の利便性と相まって、魅力的な大型店や専門店等の立地が進んでおり、購買力が町外に大きく流出している状況にあります。

今後、購買力の流出を防ぐためには、消費者ニーズに対応した魅力ある商業へと転換し、経営の近代化等を図るとともに、祝園駅周辺に商業施設を集積し、中心商業核として整備するほか、山田川駅周辺と狛田駅周辺については、地域商業核として整備を行う必要があります。

学研都市の成熟に伴って、増えつつある商業やサービス業については、地域経済の活性化、消費者の利便性を考えて、育成強化に努める必要があります。また、「学研の拠点」であるけいはんなプラザ周辺やセンター用地には、商業等が立地しやすい環境の整備が課題となっています。



◆施策の体系

節	柱	小 柱
第3節 商業・サービス業の振興	(1) 商業・サービス業の環境整備	① 商業集積の促進 ② サービス業の育成 ③ 商業環境の整備
	(2) 経営の近代化	① 商業団体の育成支援 ② 融資制度の充実

◆計 画

(1) 商業・サービス業の環境整備

① 商業集積の促進

● 中心商業核の整備

「まちの拠点」形成と合わせて、祝園駅周辺を本町の中心商業核と位置付け、祝園駅西地区の土地地区画整理事業などの実施に合わせて、商業施設の誘致や文化・交流空間を整備することによって町の活性化を図り、賑わいと交流の拠点を形成します。

また、商業施設の進出については、既存商業との調整を図りながら、地元商業者の出店誘導など商工会等との調整を図ります。

● 地域商業核の整備

狛田駅周辺地区は、本町北部地域の拠点として、土地地区画整理事業の実施状況に合わせて、地域商業核の形成を進めます。

また、山田川駅周辺は、本町南部地域の拠点にふさわしい商業地として、

隣接町と併せて地域商業核の形成を図ります。

● 学研区域内の拠点整備

学研区域内の商業施設については、けいはんなプラザなどを核としながらセンター用地に商業集積を推進することで、学研区域内の賑わいを図ります。

② サービス業の育成

学研都市に立地する企業の研究・開発活動を支援し、学研施設内で新しく生まれる商業・サービス業などの学研支援産業を地域産業として育成します。

また、経済の活性化と消費者の利便性向上のため、教育、福祉、文化・レクリエーションなど生活支援に関するサービス業の誘致・育成を図ります。

③ 商業環境の整備

● 開発区域における商業施設の適正配置

学研区域内の商業施設については、けいはんなプラザなどを核としてセンター用地に商業集積を図り、学研区域内の賑わいを創出します。また、商業集積の推進にあたっては、既存商業とも調整を図りつつ、商業の役割分担や位置付けを明確にした上で、適正な規模・内容となるよう指導します。

学研区域内の商業施設に地元商業者の出店が可能となるよう商工会と調整するとともに、商業等の立地促進に向けて適正な配置を図ります。

● 大規模店と既存商業の調整

祝園駅西地区への商業集積を形成するとともに、中心商業核としての店舗誘導を図ります。また、まちづくり上、地元中小小売業との共存が図れるよう、商工会との調整を行います。

(2) 経営の近代化

① 商業団体の育成支援

時代に対応した商業活動を行うため、経営の近代化や協同化・協業化などの組織化に向けた誘導・支援を行うとともに、商業団体の育成強化を図ります。

② 融資制度の充実

商業者の組織化と合わせて、各種融資制度の紹介や斡旋、利子等補給実施の継続及び支援などの充実に努め、その利用を促進します。



第4節 産業振興と新産業創出

◆現況と課題

本町の産業は、平成13年現在で事業所数727、従業者数6,664人となっており、過去10年での伸びが従業者数では46パーセントを超えるなど、厳しい経済状況の影響を受けながらも、学研都市の成熟に伴って一定の拡大を続けてきました。

しかしながら、製造業で見た場合、学研地区への施設立地が研究所等に限られてきたため、平成12年現在で事業所数33、従業者数430人で、10年前と比較して、37パーセント以上も減少しており、地域経済における製造業の果たす役割が低下してきています。

こうした状況に対して、学研都市におけるセカンド・ステージ・プランにおいては、産業機能の充実が大きな課題として取り上げられるようになっており、本町においても、自立的な地域経済の発展の観点から、学研都市を活用した産業振興を積極的に推進することが急務となっています。

また、産業振興を推進するにあたっては、本町が学研都市の中心地として新産業創出のパイロットモデル都市*に位置付けられていることから、日本の21世紀の社会経済変革のモデルとなるよう、地域をあげての新産業創出に向けたまちづくりを推進することが求められています。



パイロットモデル都市…文化学術研究の諸活動の成果を積極的に取り入れ、人間居住の各側面で21世紀の文明にふさわしい今後の都市のあり方を提示し、先導する実験的な都市。

◆施策の体系

節	柱	小 柱
第4節 産業振興と新産業創出	(1) 既存製造業等の振興	① 中小事業者の育成支援 ② 産業転換の支援 ③ 学研立地企業支援の充実
	(2) 新産業創出の推進	① 学研企業誘致の推進 ② ベンチャー企業*の育成支援 ③ 地元雇用の促進

◆計 画

(1) 既存製造業等の振興

① 中小事業者の育成支援

● 育成指導の強化

地元中小企業の振興については、技術力の向上や後継者の育成支援のための研修の充実を図るとともに、小規模事業者に対する協同化や協業化の促進を図ります。

● 融資制度の充実

企業経営の合理化、企業体質の改善・強化を促進するとともに各種融資制度の有効活用、資金運用の効率化を図ります。

② 産業転換の支援

経済構造の変化に対応した業種への転換や、景気に左右されにくい業種への進出など、中小事業者が新たな転換を図るために必要となる技術研修機会

を提供するとともに、関係機関と連携した相談窓口の充実などの支援を行います。

③ 学研立地企業支援の充実

● 研究開発促進と産業機能導入の推進

学研地区における立地企業の研究開発の促進や積極的な産業機能導入などが推進されるよう、経済情勢の変化や立地施設のニーズに対応した総合調整と誘導を図ります。

● パイロットモデル事業*支援の推進

学研企業等が試作品やパイロット商品などに関して地域住民の理解を得て行う社会的実証実験を積極的に推進するため、住民モニター登録制度などの創設により、パイロットモデル事業*に対する支援を行います。

ベンチャー企業…専門技術を駆使して新事業を開発する創造的企業のこと。

パイロットモデル事業…文化学術研究の諸活動の成果を取り入れ、安全性の確保、環境の保全をはじめとして人間居住の各側面で21世紀の文明にふさわしい新しい試みに積極的に取り組むこと（社会的実証実験等）。

(2) 新産業創出の推進

① 学研企業誘致の推進

● 産業集積基盤整備の促進

本町における新産業創出のパイロットモデルエリアを学研地区の精華・西木津地区と位置付けるとともに、本町における新産業創出の産業集積中核エリアを学研地区の南田辺・狛田地区と位置付け、関係機関との協議を進め、開発事業者等による学研地区内の基盤整備を促進します。

● 学研企業の立地環境整備

学研地区における企業誘致を推進するため、研究開発成果を生かした生産活動が活性化されるよう産業機能の導入に必要な規制改革を進めるとともに、周辺環境との調和が図られるよう環境保全対策の充実に取り組むなど、総合的な立地環境の整備を進めます。

● 誘致活動の推進

国や府と連携した立地促進助成制度の創設や、国内外の企業へのPR活動などにより、学研都市における新産業創出の推進にふさわしい研究開発重視型企業*やベンチャー企業*の誘致を推進します。

② ベンチャー企業*の育成支援

学研地区のインキュベーション施設等に集積しつつあるベンチャー企業*の地域への定着が図られるよう、関係機関と連携してベンチャー企業入居施設の整備を促進します。

また、学研地区の研究機関や近隣の大学での研究成果を生かした起業支援のため、関係機関と協力しながら研修会や交流会の開催などの産学官連携コーディネート事業を推進するとともに、地域における研究開発から試作・パイロット生産、住民による評価検証へと続くものづくりネットワークにベンチャー企業が参加しやすい地域的な仕組みづくりを進めます。

③ 地元雇用の促進

学研企業による地元雇用の促進を図るため、事業者に対する雇用助成制度の創設や、雇用情報提供の相談窓口を充実するなど、必要な誘導策を講じます。

研究開発重視型企業…研究開発を重視した企業活動を展開している優良中小企業で、一定の条件を満たす企業。
ベンチャー企業…専門技術を駆使して新事業を開発する創造的企業のこと。

第5節 交流型観光の地域づくり

◆現況と課題

本町では、重要文化財指定の菩薩形立像がある常念寺をはじめ、新殿神社や来迎寺などの文化財を結んだ「史跡散策コース」と、木津川沿いの拠点を結んだ「木津川ハイキングコース」などのハイキングコースを設定しています。

また、川西観光いちご園や京都フラワーセンター、けいはんな記念公園などは、観光ポイントとして入園者が増えつつあり、せいか祭りは、近隣市町村からの見物客も多く本町の一大イベントとなっています。

学研施設では、私のしごと館や国立国会図書館関西館などの大型集客施設の立地によって、これらを観光施設として活用するとともに来館者を対象にした特産品の開発や受け入れ体制の整備が必要となっています。

また、インターネットなどにより、地域の情報に関する収集・伝達が容易になってきているため、観光情報サービスの充実や近隣市町村との広域的な連携による情報発信が重要となっています。



◆施策の体系

節	柱	小 柱
第5節 交流型観光の地域づくり	(1) 観光資源の開発・活用	① 観光資源の発掘・整備 ② 学研都市を活かした特色ある交流地域づくり ③ 観光情報の発信
	(2) 観光推進体制の整備	① 観光推進体制の整備

◆計 画

(1) 観光資源の開発・活用

① 観光資源の発掘・整備

● 観光資源の発掘

町内の重要文化財をはじめとする歴史的遺産を、他の観光資源との連携などにより、その観光利用を進めます。

また、温泉開発などの新たな観光資源の発掘に取り組むとともに、温泉を活用した施設整備を行い、健康の維持・増進や交流の増加を図ります。

● 特産品の開発

私のしごと館などの集客施設の立地による観光客を対象にして、新たな特産品の開発を行うとともに、特産品の加工施設の整備を図ります。

● 観光モデルコースの整備

京都フラワーセンターやけいはんな記念公園などを観光拠点として、町内の文化財や私のしごと館などの学研施設を組み合わせた観光コースの設定・整備を進めます。

● 観光農業の育成

川西観光いちご園や観光いも掘り農園などの観光農園の事業拡大を支援するとともに、市民農園やレクリエーション農園などを通して観光農業の育成を図ります。

② 学研都市を活かした特色ある交流地域づくり

私のしごと館や国立国会図書館関西館などの学研施設を観光資源の一つとしてとらえ、近隣市町村の古の文化との連携を図りながら修学旅行生の受け入れなど、幅広い施策の展開を進めます。また、けいはんなプラザで開催される国際会議等を地域でも積極的に受け止め、交流の振興に努めます。

さらに、周辺区域に位置する菅井・植田地区の土地区画整理事業等の動きと連携し、「道の駅*」などビジター対応への具体化に関する方策の検討を進めます。

道の駅…一般道路沿いに駐車場やトイレ、電話が24時間利用できる施設をつくり、あわせて地域の特産物などを提供するスペースをもつサービスエリア。建設省（現在国土交通省）が平成5年から始めた。

③ 観光情報の発信

公共施設やターミナルなどへの情報コーナーの設置を進めるとともに、広く一般に提供できる情報提供システムとして、インターネットのホームページを充実させ、観光客の開拓に努めます。また、京都府観光連盟などの観光団体との情報交換を促進します。

さらに、町内の主要観光施設やルートなどを表示した観光パンフレットを作成し、広くPRに努めるとともに、観光案内板や観光施設への道標・説明板などについて、国際化への対応も図りながら、利便性の向上に努めます。

(2) 観光推進体制の整備

① 観光施策体制の整備

● 推進体制の充実・強化

行政における観光窓口の強化を図るとともに、観光ボランティアなどの育成に努めます。

● 広域観光の推進

フィールドミュージアム*など、近隣の市町村や関係機関との連携を深め、広域観光の推進を図ります。

フィールドミュージアム…自然、文化遺産、産業施設、公共施設などの地域に点在する資源をネットワークし、一定の地域全体を一種の博物館に見立てること。



第3章

人と自然との豊かな関係をめざすまちづくり

第3章 人と自然との豊かな関係をめざすまちづくり

第1節 人と自然との共生をめざすまちづくり

◆現況と課題

今日の環境問題は、すべての人びとが被害者であると同時に、加害者となり得るところに本質があります。そのため、空間的・時間的境界を越え、共通の認識のもとで、「地球規模で考え、地域で行動する」ことが重要です。こうした中で、平成4年（1992年）から開催されている「地球サミット」では、これまでの間に「アジェンダ21」や地球温暖化防止のための歴史的な一歩となる「京都議定書」が採択されるなど、地球環境に配慮した具体的な取り組みが、各国の地方自治体でも始まっています。

本町でも、地球環境問題への住民の関心と行動意欲の高まりを背景に、地球環境を身近な問題としてとらえ、住民・事業者・行政等が連携して取り組みを進めていくことが必要です。特に、従来の利便性を重視した大量生産、大量消費、大量廃棄という社会システムから、地球環境に配慮した循環型社会への転換が大きな課題となっています。容器包装リサイクル法に基づく廃棄物の再資源化や家庭における生ゴミ処理容器の利用促進、地域での古紙類の回収など、資源の再利用やゴミの減量に取り組んでいます。排出抑制を含めた取り組みの一層の充実が必要になっています。

本町の地勢は、西部には生駒山系より連なる丘陵地で、町の東端は南から北に向って木津川が流れており、この丘陵部と木津川にはさまれた平野部には農地が広がっています。豊かな自然環境は、人びとが健康で文化的な生活を営む上で、欠くことのできないものであり、心の豊かさや人間的なふれあいが重視される今日、自然環境保全の重要性はますます高まっています。今後、緑や水辺環境、動植物の生態系の保全を通じて、人びとが豊かな自然と触れ合えるまちづくりを進め、住民・事業者・行政等が一体となって自然環境の保全に努めていく必要があります。

生活環境については、きれいで住みやすい快適な環境をつくるため、ペットの適正飼養やゴミの捨て方などに関する啓発・指導を進めるとともに、地域でのクリーン・リサイクル活動等への支援を進めてきました。今後も、快適な環境の創造をめざして、住民・事業者・行政等が協働して積極的に取り組む必要があります。

◆施策の体系

節	柱	小 柱
第1節 人と自然との共生をめざすまちづくり	(1) 地球環境問題への対応	① 啓発活動の推進 ② 環境教育・環境学習の推進 ③ 総合的・計画的な環境政策の推進 ④ 広域連携の推進
	(2) 自然環境の保全・再生・創造	① 自然環境の保全と活用 ② 人と自然との共生
	(3) 循環型社会の実現	① 廃棄物の減量とリサイクルの促進 ② 廃棄物の適正処理 ③ 省エネルギー型ライフスタイルと事業活動の推進 ④ 環境に配慮した産業活動・事業活動の推進
	(4) 快適環境の保全・創造と安全で健康な環境づくり	① 環境衛生の充実 ② 環境汚染対策の充実

◆計 画

(1) 地球環境問題への対応

① 啓発活動の推進

住民や事業者の活動を促進するため、環境に関する各種講座やイベント等の開催など、地球環境保全に向けた各種の普及啓発を行うとともに、NPO*や事業者等の取り組みへの支援などに努めます。

② 環境教育・環境学習の推進

住民の自主的な環境学習を促進するとともに、総合的・計画的な環境教育・環境学習に努めます。また、地域や企業などにおける環境学習への支援

に努めます。

人間と環境とのかかわりについての理解を深め、身近なところから具体的な行動を進めることについて、早期から自覚を促すため、学校教育や幼児教育における環境教育・学習の充実を図ります。

③ 総合的・計画的な環境政策の推進

人と自然との共生によって、魅力あふれる環境を次の世代に引き継いでいくため、環境基本計画等を作成し、住民等の参加・連携・協働に基づく、総合的で計画的な環境政策を推進します。

NPO…非営利組織、民間非営利団体。営利を目的とせず、さまざまな活動を自主的・自発的に行う団体・組織をさす。NPOは、Non Profit Organizationの略。

④ 広域連携の推進

本町単独では解決できない環境問題については、近隣自治体や関係機関などとの連携・協力によって対応を図ります。

また、住民・事業者やNPO*などが自主的に行う環境保全の広域連携などに対し、情報提供などの支援に努めます。

(2) 自然環境の保全・再生・創造

① 自然環境の保全と活用

● 自然に学ぶ社会の構築

自然生態の学習・調査研究活動を通じて、自然に対する理解を深め、自然環境保全意識の向上に努めます。

● 自然に親しむ環境づくり

河川等の空間については、親水・防災等の機能を加えたうるおいのある環境づくりを進めます。

また、河川等の美化の啓発に努めるとともに、不法投棄の監視、住民ボランティアによる清掃活動の支援等により、河川環境の保全に努めます。

さらに、下水道の整備を促進し、住民や事業所の協力のもとに排水の浄化に努め、河川水質の改善を図ります。

● 農地の保全活用

市街化区域内の農地については、都市空間内の自然環境を保全する空間と

して、農業の振興を図るとともに、一般住民を対象にした農業体験・貸農園、学童農園の開設等による活用を図ります。

② 人と自然との共生

自然環境、動植物、里山などふるさとの自然を守り、歴史や伝統文化を継承しながら、自然と人間との温かい関係を築くことのできる自然と共生するまちづくりをめざして、NPO*などの活動グループの育成や里親制度の活用等について検討します。

(3) 循環型社会の実現

① 廃棄物の減量とリサイクルの促進

● 廃棄物の発生・排出の抑制及び再利用の推進

ゴミを出さないライフスタイルを啓発するなど、生活意識の改革を促し、住民及び事業者の自主的なゴミの排出抑制による減量化を図ります。また、リユース*の啓発や機会の拡充に努めます。

● 廃棄物の再生利用・リサイクルの推進

ゴミのリサイクルに向けて、資源ゴミの分別収集の充実・拡大を図ります。

② 廃棄物の適正処理

● 一般廃棄物の適正処理の推進

効率的な収集体制の整備を推進しま

NPO…非営利組織、民間非営利団体。営利を目的とせず、さまざまな活動を自主的・自発的に行う団体・組織をさす。NPOは、Non Profit Organizationの略。

リユース…製品や部品を再利用すること。

す。また、収集物のリサイクル・適正処理の充実に努めるとともに、一般廃棄物の安定した処理を実現するため、相楽郡西部塵埃処理組合と密接な連携を保ちながら、より高度で、安全な処理が可能な施設の整備に努めます。一般廃棄物処分地については、関係機関と継続的に連携して、新規最終処分地の確保を検討します。

● し尿処理の推進

住民の衛生的で快適な生活環境を確保するため、公共下水道の整備を促進するとともに、未整備地区については、し尿収集サービスの充実に努め、また、浄化槽の維持管理に対する指導の充実に努めます。

③ 省エネルギー型ライフスタイルと事業活動の推進

住民、事業者に対し環境に配慮したライフスタイルの啓発や公共施設における節電対策等の推進を図ります。

④ 環境に配慮した産業活動・事業活動の推進

町内企業におけるISO14000シリーズ*の認証取得や環境保全への取り組みに対し、情報提供などの支援に努めます。

行政自らが、率先して環境管理システムを構築するため、ISO14001の認証取得などに取り組みます。

(4) 快適環境の保全・創造と安全で健康な環境づくり

① 環境衛生の充実

● 快適な環境の保持

清潔でうるおいのある快適な環境を形成するため、ペットの適正飼養、公共空間や自然地でのゴミのポイ捨てや不法投棄の防止・除去に努めるとともに、市街地緑化を推進します。また、空き地・休耕地の適正な管理について、その管理責任の啓発を図ります。

● 環境美化運動の推進

クリーン・リサイクル活動等への支援を積極的に行うなど、住民ぐるみの環境美化活動を推進します。また、まちの美化に関する各種広報活動や啓発活動を通じて、住民意識の高揚に努め、ゴミを捨てない環境づくりに努めます。

② 環境汚染対策の充実

● 典型公害対策の充実

安全で快適な住民生活を守るため、大気汚染や生活排水、工場・研究所などによる水質汚濁、振動、騒音、悪臭などの環境監視・観測体制の充実に図ります。

● 都市・生活型公害対策の推進

都市化の進展に伴う生活型公害に対して、防止のための指導や快適な生活

環境マネジメントシステム (ISO14000シリーズ) …ISO14000シリーズは、国際的な非政府機関である国際標準化機構 (ISO) が制定した環境マネジメントに関する規格の総称。

環境づくりの啓発に努めるとともに、
苦情処理体制の強化を図ります。

- 有害化学物質等に関する対策推進

人体への影響が懸念されるダイオキシン*類をはじめとして、環境ホルモン*などの新たな化学物質については、未だ科学的に解明されていないことも多いため、その情報収集と情報の提供に努めるとともに、適切な対応を図ります。



ダイオキシン…非常に強い毒性をもつ有機塩素化合物で、ポリ塩化ジベンゾダイオキシンの略称。

環境ホルモン…人工的な科学物質でホルモンと類似の働きをし、微量で生物機能に大きな影響を与える物質。内分泌かく乱化学物質。

第2節 安心・安全なくらしの実現

◆現況と課題

本町では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、これまで地域防災計画の見直しを行ってきましたが、今後は、更なる地域防災計画の充実を図り、庁内防災体制の確立や防災意識の高揚、防災組織の普及等を進める必要があります。また、地震だけでなく、さまざまな災害に対する防災対策の充実が必要です。

消防については、「安全で災害に強いまちづくり」をスローガンに、地域住民一人ひとりの防災意識の高揚を図ることによる予防消防を重点施策として、今日に至っています。平成14年現在、1消防本部・1署と1団・3分団・14部（女性部含む）の消防団を持ち、自主防災組織として、「自分たちの地域は、自分たちで守る」を合言葉に、婦人防火クラブ、幼年消防クラブ、自主防災会、消防支援ボランティアを結成しています。出火率

は、全国平均と比較して低い方ですが、都市構造の変化や建築様式の進展により都市型災害に対応するため、施設整備の近代化が必要です。また、事故や疾病の様相も複雑多様化しており、消防隊・救急隊等に対する教育訓練の強化、高度な救助救急資器材の一層の導入が必要です。

交通安全については、住民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ることによって、交通事故の防止と予防を重点施策として進めてきました。今後も、関係機関等との連携を図りながら、家庭、地域、職場が一体となって、交通安全に対する意識の高揚や交通安全施設の整備を進め、モラル*の向上を図ることが必要です。また、駐車秩序の確立や通行障害物の除去などの取り組みを進める必要があります。



モラル…道徳、倫理。

防犯については、犯罪のない平和で明るいまちづくりを推進するため、警察や防犯推進協議会等、住民の協力のもとに、地域での声かけや防犯灯の増設を進めてきました。今後も、防犯意識の高揚、防犯環境の整備・強化を図っていく必要があります。また、都市化や人口増加に伴い、さまざまな犯罪が増えることが懸念されるため、交番の適正配置など警察体制の強化を要望していく必要があります。

消費生活については、近年の国際化や情報化、流通手段の複雑化や商品の多様化によって、豊かで便利な消費生活が送れるようになってきている一方、消費者は、商品の安全性の問題、氾濫する情報、販売方法の変化により、さまざまな危険

に直面していることから、消費者の主体的な学習活動の必要性が高まっています。本町では、消費生活講座などの開催により、消費者意識の高揚を図ってきましたが、今後、消費生活はより一層、複雑化・高度化し、さらにネット取引^{*}の拡大などによるトラブルの増加などが予想されるため、消費者保護を中心とした消費生活行政を基本に、消費者自らの自主的学習を促進するとともに、関係機関との連携を図っていく必要があります。



ネット取引…インターネットによる取引のこと。

◆施策の体系

節	柱	小 柱
第2節 安心・安全な暮らしの実現	(1) 防災・消防・救助体制の整備	① 防災体制の確立 ② 消防の充実 ③ 救急・救助体制の強化 ④ 自主防災体制の強化
	(2) 交通安全対策の推進	① 交通安全意識の高揚 ② 安全な交通環境づくり
	(3) 防犯体制の整備	① 防犯対策の推進 ② 防犯環境の整備
	(4) 安心できる消費生活の実現	① 消費者保護対策 ② 消費生活の安定

◆計 画

(1) 防災・消防・救助体制の整備

① 防災体制の確立

●地域防災計画の充実

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地域防災計画の整備充実を図り、防災会議の充実など庁内防災体制の確立を図るとともに、地震風水災害に備え、避難場所への誘導標識の整備を行い、自治会を中心とした自主防災組織の育成強化を図ります。

また、平常時における防災意識の高揚・啓発、防災組織の普及に努めます。

さらに、各広域避難所に災害救助活動に必要な資器材・救助物資の備蓄の場の確保を図り、防災通信網の整備を図ります。また、庁舎を災害時の拠点として、住民等に迅速で正確な情報を伝達する体制の整備を図ります。

●自然災害対策

災害を未然に防ぐために、地すべり危険区域など災害危険箇所の防災パトロールの充実や、防災意識の高揚と指導を強化するとともに、関係機関と連携を図りながら、危険箇所における治山治水対策を計画的に講じます。

また、災害発生時における被害を最小限に食い止めるため、水防資器材の整備を図ります。

●都市災害対策

都市計画及び土地利用などにおいて、災害に強いまちづくりに対する指導を行うとともに、建築物や都市施設の不燃化・耐震化や、地下埋設物の耐震性の向上に努めます。

② 消防の充実

● 防災拠点の充実

都市化の進展による地域生活環境の変化や、消防ニーズの増大に対応するため、消防組織を充実・強化して「6分30秒消火体制」を確立し、消防分署の建設を推進します。

また、以前の基準で建設された消防庁舎の耐震化を行い、防災拠点としての機能整備を図ります。

さらに、効率的な消防活動を行うため、指令室の整備と消防緊急情報システムなどの導入を図り、通信指令体制の強化を図ります。

● 消火体制の強化

都市構造の変化や建築様式の進展等に対応できる消防機械器具の充実と近代化を促進します。具体的には、はしご付消防自動車、防火水槽等の整備を進めます。

一方、消防力の基幹をなす人員については、効果的、重点的な人員配置と機動力の強化に努めます。特に消防団員は、地域社会における防災の中核であり、組織・施設などの強化に努め、その活性化により消防団活動への参加を促し、消防団の充実強化を図ります。

③ 救急・救助体制の強化

事故や疾病の様態が多様化する中で、救急・救助業務の円滑な運営をめ

ざします。

救急業務については、救急医療機関と連携を密にするなど、救急医療体制の高度化を推進し、傷病者の搬送途上における救命効果の向上を図ります。また、救急救命士の養成を図るとともに、救急隊員が高度な応急処置を行うため、高規格救急車や高度救命処置用資器材等の整備を進めます。さらに、重度傷病者の救命率の向上に不可欠な住民による応急手当の普及啓発活動を推進します。

救助業務については、複雑・多様化する災害事象の被害を軽減し、住民の安全確保を図るために、救助資器材の計画的な整備を推進し、救助技術の高度化を図ります。

④ 自主防災体制の強化

火災を未然に防止し、火災のない安全・快適なまちづくりを推進するため、一般家庭への防火訪問や広報活動を引き続き展開し、火災予防意識の啓発を図ります。

また、地域住民の一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識に基づいて自主的な防災活動を行う、自主防災組織等の育成強化に努めます。

さらに、事業所などについても、防火安全指導等の火災予防対策を強化し、立ち入り検査・指導を積極的に進

めます。

(2) 交通安全対策の推進

① 交通安全意識の高揚

● 啓発活動の充実

交通安全施設の整備を図る一方で、歩行者・運転者の交通安全意識を高めるために、幼児から老人までそれぞれに応じた交通安全教室等を開催し、交通事故防止に努めます。

通学時の児童・園児の交通安全対策の充実を図るため、交通指導員を配置するとともに、関係機関等による交通安全教育の実施を図り、各種啓発活動を推進します。

● 違法駐車対策の推進

住民団体や関係機関と連携しながら、意識啓発や指導強化など、路上駐車対策等に努めます。

② 安全な交通環境づくり

歩車分離により歩行者の安全性を高めるため、歩道の設置を促進し、カーブミラーなどの交通安全施設を危険度の高い場所から順次設置するとともに、放置自転車による事故防止のために、駐輪場の整備を図ります。

(3) 防犯体制の整備

① 防犯対策の推進

安全で安心なまちづくりを推進する

ため、地域ぐるみの自主防犯体制の確立を図り、警察、木津防犯推進協議会などの関係機関や団体等と連携して、暴力・犯罪の追放に努めるとともに、パトロールの強化や交番の設置など警察活動の充実を要望します。また、防犯の具体的知識に関する広報や啓発等によって意識の高揚を図ります。

② 防犯環境の整備

犯罪の起こらない環境づくりのため、防犯灯の適正な配置など夜間における防犯環境の向上に努めます。

(4) 安心できる消費生活の実現

① 消費者保護対策

● 相談体制の強化

複雑・多様化している消費生活や安全な食品の流通等に関して、消費者利益の擁護のために、情報公開を進めるとともに、町単独での相談員の設置等による相談体制の確立を図り、関係機関との連携を強化します。

● 消費者モニター制度の充実

消費生活に関する意見・苦情などの情報収集や、商品の適正な価格・正確な量目などの調査を行うため、町独自で消費生活モニター制度の設置を図ります。

② 消費生活の安定

● 消費者意識の高揚

消費生活の向上と自立できる消費者を育成するため、消費生活講座や消費研修会等による知識の向上に努めます。

また、省資源・省エネルギー・リサイクルなどについての情報を提供し、消費生活上の諸問題を消費者自らが考える場として、消費生活展の開催を図ります。

● 生産者と消費者との交流

地元で生産される新鮮な農産物などを消費者に安価に供給できるよう、生産者の顔が見える販売等を通じて、生産者と消費者との交流を促進します。

● 情報の提供

自立できる消費者を育成するため、粗悪商品や悪質業者等の情報収集と公開に努めるとともに、インターネット上のトラブルに関する対応策など、消費生活に関する情報提供に向けて努力します。

第3節 まとまりあるまちの形成

◆現況と課題

都市拠点の整備について、祝園駅周辺は、祝園駅西特定土地地区画整理事業により、「まちの拠点」としての整備が進み、けいはんなプラザ周辺は、研究所の立地など、「学研の拠点」としての集積が図られつつあります。また、山田川駅周辺は駅前広場の完成や一定の商業機能の集積など、南部の「地域の拠点」として整備が進んでいます。しかし、狛田駅周辺は、北部の「地域の拠点」として十分な機能をもつ状況には至っていません。今後、祝園駅周辺については、賑わいと活気に満ちた都心形成を図るため、中心商業核の形成などが、けいはんなプラザ周辺については、学研都市の特徴や成果を生かした機能が発揮できるように、学術研究や文化の発信、新産業の創出などが必要です。また、狛田駅周辺については、狛田駅周辺土地地区画整理事業の推進、山

田川駅周辺については、南部の拠点にふさわしい都市整備が課題です。

公共施設については、庁舎や図書館の建て替えをはじめ、体育館とコミュニティーセンターが併設されたむくのきセンターなどを整備してきました。今後は、地域住民が参加する自主的・主体的な活動を支援することにより、地域の状況に応じた居住環境の整備を推進するとともに、時代の要請やニーズに応える行政施設を整備するため、学校区などを念頭に置きながら、各種の情勢を考慮し、分散型による機能的な配置を図ることが必要です。また、土地地区画整理事業で整備した開発地域などについては、住民にわかりやすい住所表示を実施してきており、地域の状況や必要に応じて、住居表示や住所表示の実施を検討し、一体性のあるまちの形成を図ることが必要です。



学研都市の建設については、精華大通り線沿いを中心に中核的な施設の立地促進に努めてきたなかで、さらに、国立国会図書館関西館や私のしごと館が開館を迎えようとしています。平成7年には、新たな段階であるセカンドステージを迎え、セカンド・ステージ・プランに基づいたプロジェクトの推進とともに、具体的な展開が進められつつあります。また、社会経済情勢や産業構造の転換を踏まえ、「知」の集積を活用した新産業創出や拠点形成、多様な施設の立地促進に向けた取り組みを進めるとともに、南田辺・狛田地区の建設については、関係機関への働きかけによって、学研都市として一体性のある発展をめざす必要があります。

計画的なまちづくりの点からは、学研都市や既成市街地において、市街化区域及び市街化調整区域の見直しや用途地域等の変更を実施してきており、光台や精華台地区の学研施設用地については、特別用途地区の研究開発地区と定めています。また、祝園駅西、祝園駅東、精華台、光台地区については、地区計画の決定や変更を行い、整備促進を図ってきました。今後も引き続き、本町を取り巻く状況を踏まえて、市街化区域及び市街化調整区域の見直しや用途地域等の変更を図り、計画的な土地利用を推進する必要があります。



◆施策の体系

節	柱	小 柱
第3節 まとまりあるまちの形成	(1) 都市拠点の整備	① まちの拠点の整備 ② 学研の拠点の整備 ③ 地域の拠点の整備
	(2) 個性と魅力ある集落と市街地の整備	① 既存集落と既成市街地の居住環境整備 ② 行政施設の整備 ③ 適正な住居表示等の実施
	(3) 関西文化学術研究都市建設の促進	① 関西文化学術研究都市の整備 ② 文化学術研究施設の整備・誘致の促進 ③ 既存地域との連携 ④ パイロットモデル事業*の推進
	(4) 計画的な土地利用の推進	① 適正な土地利用管理の推進 ② 計画的な開発の指導と誘導

◆計 画

(1) 都市拠点の整備

① まちの拠点の整備

祝園駅周辺を本町の中心地として、さらに、学研都市の玄関口として整備し、賑わいと活気に満ちた都心形成を図ります。また、中心商業核の形成と合わせて、情報・交流・文化機能の整備導入をめざします。

② 学研の拠点の整備

学研都市の中核施設であるけいはんなプラザ周辺を学研の拠点と位置付け、学術研究や文化の発信、人や情報

の交流、新産業の創出など、学研都市の特徴や成果を生かした機能が発揮できるように環境整備を図ります。

③ 地域の拠点の整備

狛田駅周辺については、北部の拠点として、狛田駅を中心に、駅前広場の確保、東西の地区をつなぐ道路の整備、商業施設の充実を図ります。

山田川駅周辺は、商業機能と交流機能を担う南部の拠点にふさわしい都市整備を図ります。

パイロットモデル事業・文化学術研究の諸活動の成果を取り入れ、安全性の確保、環境の保全をはじめとして人間居住の各側面で21世紀の文明にふさわしい新しい試みに積極的に取り組むこと（社会的実証実験等）。

(2) 個性と魅力ある集落と市街地の整備

① 既存集落と既成市街地の居住環境整備

既存集落と既成市街地の居住環境整備については、地域の状況に応じて計画的に進めるとともに、ワークショップ*などの手法によって、地域住民が参加する自主的・主体的な活動を支援することにより、住民と行政が共に課題解決に向けた取り組みを進めます。

② 行政施設の整備

公共公益施設の中核である庁舎を中心として、機能的な各種施設の整備を図るために、住民の多様なニーズに対応する多目的な施設について、学校区などを単位として整備を図ります。また、医療、保健、福祉などの分野に関わる施設については、各種の情勢を判断しながら分散型により適正に配置します。

③ 適正な住居表示等の実施

既存地域については、歴史的な経過や旧来からの地域性を考慮するとともに、土地区画整理事業で整備する地域については、住民にとってわかりやすく、効率的な表示方法を検討し、必要に応じて適正な住居表示や住所表示の実施を検討します。

(3) 関西文化学術研究都市建設の促進

① 関西文化学術研究都市の整備

学研都市建設の進捗に伴い立地が進んだ文化学術研究施設などの集積を最大限に活用し、新規の産業立地や雇用の創出などに取り組むとともに、国の都市再生プロジェクトに盛り込まれた「大阪圏ライフサイエンスの国際拠点形成*」の動向を踏まえるなど、学研都市全体としての発展と成熟をめざします。

また、精華・西木津地区は、学研都市の中心地にふさわしい機能の集積を促進するとともに、南田辺・狛田地区の建設については、具体化に向けて関係機関に強く働きかけます。

② 文化学術研究施設の整備・誘致の促進

学研都市として一体性のある発展をめざすため、引き続き文化学術研究施設の誘致を図るとともに、集積が進んでいる既存の研究施設間の交流・連携によって、研究内容の産業利用促進を図り、研究開発重視型企業*の誘致に努めます。

また、住民主体のまちづくりの趣旨を踏まえ、文化学術研究施設が住民生活や利便性の向上につながるように、その可能性を検討します。

ワークショップ…全体による意見交換だけでなく、視察体験や小グループによる議論、提案を模造紙にまとめて発表するなどの方法により、一人ひとりが自由に意見を言える住民参加のまちづくり手法。

大阪圏ライフサイエンスの国際拠点形成…平成13年、国により決定された都市再生プロジェクト（第二次決定）の一つ。大阪圏においてライフサイエンスに関する大学や試験研究機関、医療・製薬産業等の集積を育成し、相互に連携させることにより、ライフサイエンスの基礎から臨床研究、産業化に至る総合的な国際拠点を形成し、経済再生を通じた都市再生を図ることをめざしている。関西文化学術研究都市も大阪圏のライフサイエンスの集積拠点として含まれている。

研究開発重視型企業…研究開発を重視した企業活動を展開している優良中小企業で、一定の条件を満たす企業。

③ 既存地域との連携

学研都市による開発地域の整備を進めると同時に、既存地域についても、さまざまな機能が集積した文化学術研究地区との交流や連携を図ることによって、相乗効果や波及効果を引き出すとともに、開発事業者や関係機関などの協力を得ながら、効果的な整備を進めます。

また、菅井・植田土地区画整理事業については、学研都市のエントランスゾーンとして、地区の特色を活かした整備を推進するとともに、狛田駅周辺についても土地区画整理事業を中心とした整備の推進に努めます。

さらに、祝園駅東地区のまちづくりについて、住民を主体とした取り組みが行えるよう検討を進めます。

④ パイロットモデル事業*の推進

知的クラスター創成事業*をはじめとした産学官の連携による研究開発及び新産業創出の動向を踏まえ、21世紀の学研都市にふさわしいモデル的な社会的実証実験や実現に向けた可能性調査などについて、関係機関と取り組むとともに、パイロットモデル事業*の誘致に努めます。

(4) 計画的な土地利用の推進

① 適正な土地利用管理の推進

市街化区域と市街化調整区域の区域区分については、将来人口や開発動向、産業振興方策などを踏まえ、一般保留区域や特定保留区域の見直しを図ります。

また、用途地域については、新たな産業立地のための用途検討と駅周辺整備や学研都市建設の進捗などの状況を踏まえ、見直しを図ります。

また、秩序あるまちづくりを進めるために、地区計画や建築協定の積極的な導入を図ります。

② 計画的な開発の指導と誘導

・計画的な開発の指導と誘導

学研都市建設に伴う大規模開発区域などの早期成熟のため、計画的な整備促進を図るほか、宅地開発指導要綱の見直しを行い、良好な市街地の発展をめざします。

・環境保全に対応したまちづくりの推進

地球的規模の環境保全が世界中で議論されている今日、行政と住民、さらに企業や開発事業者などが一体となり、自然環境に配慮した開発・整備を進めます。

パイロットモデル事業…文化学術研究の諸活動の成果を取り入れ、安全性の確保、環境の保全をはじめとして人間居住の各側面で21世紀の文明にふさわしい新しい試みに積極的に取り組むこと（社会的実証実験等）。

知的クラスター創成事業…特定の技術領域に特化し、地域の知的創造の拠点である大学等の公的研究機関を核として、研究機関、ベンチャー企業等の研究開発型企業等による国際的な競争力のある技術革新のための集積（＝「知的クラスター」）の創成をめざす事業である。地方公共団体の主体性を重視した、文部科学省による支援事業である。

第4節 まちの基盤づくり

◆現況と課題

本町の道路網は、南端部を東西に走る国道163号と町の中心部を南北に縦断する府道八幡木津線を中心として生活道路等が形成されていますが、主要幹線における交通量の増加や車両の大型化などの点から、国道163号の拡幅や山手幹線の完全開通、並びに京奈和自動車道の4車線化が重要な課題となっています。また、生活に密着した生活道路として、既存地域間を結ぶ町内幹線道路や鉄道による分断解消と緊急活動のための道路整備が望まれています。

公共交通については、近鉄新祝園駅とJR祝園駅の駅施設の充実が図られたことに伴い、輸送力が強化されましたが、町全体の体系的な整備は確立されていません。今後は、狛田駅周辺土地区画整理事業の進捗に合わせた近鉄狛田駅やJR下狛駅の整備、JR学研都市線の増便や複線化促進など鉄軌道のさらなる充実、コミュニティーバス*など新たな公共交通システムの導入を進めることにより、公共交通体系の確立を図ることが必要です。また、公共交通機関等の整備については、交通バリアフリー*の促進を図る必要があります。

情報化については、インターネットの爆発的な普及や電子商取引に代表される新たなビジネス展開など、急速なIT*

革命により、あらゆる情報がネットワークを通じて、瞬時に世界中を流通するグローバル*な高度情報通信社会が到来しています。特に、産業経済だけでなく、住民生活においても、情報化が進み、消費、教育、文化、行政サービス面などで、大きな変化がもたらされつつあります。その一方で、デジタル・デバイド*や情報バリアフリー*の問題にも十分配慮する必要があります。高度情報化への的確な対応は、まちづくりの観点からも、都市が必要とする新たな都市基盤の一つとなります。こうした高度情報化時代に対応する広い視野での対応が望まれます。

本町の河川は、西部の丘陵地に源を発し、東部の平坦地を流下して木津川に流入しています。木津川は、農業用水や府営水道の取水を行ってきており、住民生活の源になっているほか、多目的広場、京都八幡木津自転車道線の利用により、住民の憩いの場ともなっています。府管理河川としては、すでに改修済みの山田川と乾谷川があり、煤谷川の改修事業が進められている一方、町管理河川としては、堀池川、古里川、里内川、煤谷川、権谷川等の河川があり、煤谷川と堀池川の改修が進んでいます。また、常習浸水区域の九百石川流域については、府営灌漑排水事業と水路の整備により浸水面積

コミュニティーバス…路線バスと乗合いタクシーの間を埋める小型バスで、バス不便地域を運行する新乗合いバスの総称。

交通バリアフリー…高齢者、身体障害者等が公共交通機関を利用して円滑に移動できるよう、歩道の段差解消や駅舎へのエレベーター設置等を行う施策のこと。

IT…情報技術。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。ITは、Information Technologyの略。

グローバル…世界的な、地球規模の。

デジタル・デバイド…情報社会では情報機器を自由に操れる人ほど社会的に有利になる現象がみられるようになっている。就職するにはパソコン、インターネットに精通している人のほうが好条件で迎えられる状況となっており、アメリカではパソコン、インターネットに精通しているかどうかで所得格差が生まれ、社会問題化している。情報機器によって生じる経済的格差をデジタル・デバイド（デバイドは境界）という。

バリアフリー…障害者が社会生活を営むうえででの障壁（バリア）をなくすこと。バリアには意識上のもの、建物などの物理的なもの、制度的なものなどがある。

はかなり解消されましたが、引き続き水路整備が望まれます。

上水道については、大規模開発に伴う人口増加により、水需要が年々増加していますが、これまで以上に水の有効利用を促進する一方、自己水の保持に努めながら、府営水道からの受水量の増量により水源確保を図っていく必要があります。このため、学研都市による大規模開発の進捗状況とも整合を図りながら、安定給水をめざした諸事業について計画的に着手しています。さらに、本格的な維持管理時代を迎えるにあたって、受益者と上水道事業をつなぐ絆を深め、住民の貴重な財産であるおいしく豊富な水を守り育てていくため、災害時の水の確保や災害に強い施設の耐震化を計画的に更

新・改良していくことなどが必要となっています。

下水道については、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全のために不可欠な施設であり、本町においては、本町と木津町を対象とした木津川上流流域下水道事業に関連する公共下水道事業として、平成11年に一部供用開始を行い、未整備地域の下水道整備を計画的に行っています。しかし、これらの下水道事業には多額の費用と整備期間が必要であるため、効果的な整備が必要となっています。



◆施策の体系

節	柱	小 柱
第4節 まちの基盤づくり	(1) 道路・交通体系の整備	① 道路体系の整備 ② 公共交通体系の整備 ③ 交通バリアフリー*の促進
	(2) 情報・通信ネットワークの整備	① 情報通信基盤の整備・充実 ② 地域情報化の推進 ③ 高度情報化に対応した環境の整備
	(3) 河川の整備	① 主要河川の整備 ② 水路の整備 ③ 河川環境整備の推進
	(4) 上水道の整備	① 施設の拡張と整備 ② 水源確保と水質保全 ③ 健全な経営の推進 ④ 広報活動の充実
	(5) 下水道の整備	① 流域下水道事業の促進 ② 公共下水道事業の推進

◆計 画

(1) 道路・交通体系の整備

① 道路体系の整備

● 広域道路体系の整備

周辺の環境保全に留意しつつ、京奈和自動車道の4車線全線完成と国道163号の拡幅整備の促進を要望します。

山手幹線の全面開通、大通り西線の延伸については、沿道地域の安全対策などに留意し、早期整備を関係機関に要望します。

また、府道八幡木津線や生駒精華線などの既設府道の安全施設や、やさしい道路環境の整備を関係機関に要望します。

● 地域道路体系の整備

集落間や開発地域と既存地域を結ぶ町内幹線道路の計画・整備を図ります。

また、既存集落内の道路は幅員が狭く、ゴミ収集車や緊急車両などが通れない道路が多いため、このような地域については集落外周道路の整備を図りつつ、側溝の蓋掛けなどにより道路の拡幅を図り、地震や大規模火災などの災害時における避難路の機能を確保します。

交通バリアフリー…高齢者、身体障害者等が公共交通機関を利用して円滑に移動できるよう、歩道の段差解消や駅舎へのエレベーター設置等を行う施策のこと。

② 公共交通体系の整備

● 鉄道輸送機関の充実

北の玄関口である近鉄狛田駅とJR下狛駅の整備を、狛田駅周辺土地区画整理事業の進捗に合わせて進めます。

また、大阪・神戸方面へのアクセスを充実するため、片町線複線化促進期成同盟会を通じて、JR学研都市線の増便や複線化促進を関係機関へ強く要望します。

さらに、平成元年の運輸政策審議会答申に基づく京阪奈新線（生駒―高の原間）、特に祝園分岐線計画について、その整備促進などを引き続き関係機関に働きかけます。

● その他の公共交通機関の充実

バス輸送を集落と駅を結ぶ重要な公共交通機関と位置付ける中で、乗合バスの規制緩和に伴う路線再編などの動向を踏まえ、町内や近隣市町村、奈良県側などとの広域的な路線網の充実を関係機関に要望します。

町の中心地であり、学研都市の玄関口である祝園駅前広場の整備と合わせ、利用しやすいバスターミナルの設置を進めるとともに、狛田駅周辺土地区画整理事業の進捗に合わせて、狛田駅周辺駅前広場の整備を進めます。

また、学研都市による開発地域での開発の進展に合わせたバス路線の設定

などについても、関係機関に要望します。

新たな公共交通システムの一環として、コミュニティバス*の運行を導入しながら、町内での公共交通体系の確立をめざします。

また、学研都市内で試みられている「デマンドバス*」や「カーシェアリング*」などを利用した高度道路交通システム（ITS）*の実証実験について、関係機関と連携して積極的に促進します。

③ 交通バリアフリー*の促進

利用者の安全を確保するため、公共交通機関のバリアフリー化を促進します。

やさしいまちづくり整備指針に基づき、障害者、高齢者、妊産婦など誰にとってもやさしい道路づくりを進めます。

また、交差点や横断歩道などにおいて、点字ブロックや盲人用信号機などの設置を推進します。

コミュニティバス…路線バスと乗合いタクシーの間を埋める小型バスで、バス不便地域を運行する新乗合いバスの総称。

デマンドバス…利用者が電話で乗車したい時間、場所、目的地を管理センターに伝え、バスの運行状況をチェックした上で、オペレーターが乗車可能な時間と場所、目的地の到着時間などを教えてくれる仕組み。

カーシェアリング…低公害車を利用し、車を乗り降りする専用ポートを設け、管理センターで予約状況をチェックしながら会員に空いている車を一定時間使ってもらう仕組み。

高度道路交通システム（ITS）…最先端の情報通信技術により、道路交通情報の提供、自動運転、料金の自動収受などにより実現する高度道路交通システム。ITSは、Intelligent Transport Systemsの略。

交通バリアフリー…高齢者、身体障害者等が公共交通機関を利用して円滑に移動できるよう、歩道の段差解消や駅舎へのエレベーター設置等を行う施策のこと。

(2) 情報・通信ネットワークの整備

① 情報通信基盤の整備・充実

● 情報インフラの整備推進

住民のだれもが利用できる情報通信基盤として、本町設置の全国ギガビットネットワーク*を活用し、民間通信事業者などと協力してこれと直結する最先端地域情報ネットワークの整備を進めるとともに、CATV*網などと連携して、多くの住民も参加できる最先端情報ネットワークの総合的な整備充実に努めます。

● 産業分野における基盤整備

産業の活性化の観点から、情報通信基盤の整備による、既存産業の高度化に向けた情報化支援を行うとともに、企業誘致等の推進に努めます。

② 地域情報化の推進

● 「地域公共ネットワーク*」の推進

産業活動をはじめ、健康・福祉、防災、教育などさまざまな分野で機能している情報システムの高度化・総合化を図るとともに、民間の情報通信インフラも有効活用しながら、高速・大容量・双方向の「地域公共ネットワーク*」の導入に努めます。

● 行政の情報化による住民サービスの向上

行政サービスの一層の向上をめざし、各種行政情報や本町ならではの情

報資源の電子データ化により、付加価値の高いデータベースを創造・構築するとともに、これらの情報をネットワークを通じて公開・提供したり、行政手続きの電子化を推進するなど、「電子自治体」の実現に向けた取り組みを積極的に進めます。

③ 高度情報化に対応した環境の整備

● 総合的・体系的な情報化施策の推進

高度情報化の推進に当たっては、時代に即応した情報化計画を策定し、これに基づき、総合的・体系的な情報化施策を進めます。

● 住民の情報リテラシー*の向上支援

行政職員の情報活用能力の向上を図るとともに、情報化に対応した教育や人材育成、高齢者等の情報弱者への対応を積極的に進め、情報格差が生じないようだれもが情報を利用しやすい環境づくりを進めます。

● 情報通信システムの安全性や信頼性の向上

個人や企業等の利益の侵害を防止するため、従来にも増してプライバシーや知的所有権の保護、セキュリティ確保への対応を図りながら、情報通信システムの安全性や信頼性の向上に努めます。

ギガビットネットワーク…平成10年度に通信・放送機構が整備した「研究開発用ギガビットネットワーク」のこと。研究開発用として大学、研究機関、行政機関、地方自治体、企業などに広く開放し、超高速ネットワーク技術や高度アプリケーション技術をはじめとする、21世紀における超高速ネットワークの実現に向けての研究開発を行うことを目的として整備された。

CATV…ケーブルテレビ、有線テレビ。CATVは、Cable Televisionの略。

地域公共ネットワーク…民間主導で整備される情報通信インフラの有効活用や地方公共団体が通信事業者と連携・協力しつつ、自ら光ファイバー網を構築するなど、基盤整備を積極的に行うことにより、高速・大容量・双方向の自律分散型ネットワークの整備に取り組み、住民サービスの充実に図ること。

情報リテラシー…インターネットから情報を得たり、経済活動をする時代はコンピュータに対する能力が求められてくる。そこで、コンピュータへの能力度といったものが情報リテラシーといわれる。狭義の意味ではコンピュータリテラシーともいう。リテラシーとは、もともとは読み書きの能力のこと。

(3) 河川の整備

① 主要河川の整備

● 主要河川の整備

木津川をはじめ、町内主要河川の整備を関係機関に要望します。

また、町内主要河川の改修などについては、計画的整備を促進し、治水対策を図ります。

● 内水排除対策

低地部の浸水を防ぐため、樋門閉鎖時において祝園、下狛両ポンプ場で強制排水を行います。

② 水路の整備

雨水幹線の整備を促進し、既成市街地の浸水解消を図ります。また、小河川を整備し、主要河川・雨水幹線への流入をスムーズに行い、集落や田畑の浸水防止を図るとともに、既存集落内の排水路の整備を促進し、集落内環境の向上をめざします。

③ 河川環境整備の推進

● 水質の保全

河川への汚水の流入を防止するために、公共下水道の整備を促進し、河川の水質保全に努めます。また、開発による泥水の流入を防止するため、沈砂池の設置を指導するなど開発に関する監視・指導を続けます。

河川へのゴミの不法投棄に関する規

制強化を図るとともに、河川美化の啓発に努めます。また、河川の浚渫・除草を住民の協力を得て定期的に行うなど河川環境の保全に努めます。

● 親水環境の整備

木津川を水と親しむ場として位置付け、自転車道を軸とした木津川上流流域公園の整備を関係機関に要望します。また、煤谷川や権谷川において河川を取り込んだ親水環境の整備を図ります。

(4) 上水道の整備

① 施設の拡張と整備

学研都市による大規模な開発に伴う人口増加の水需要の動向を正確に把握し、飲料水の安全確保と安定給水のための施設の拡張整備と維持管理体制の強化を図りつつ、防犯、防災面でも施設強化、耐震化に努め、良質で安定したおいしい水の供給に努めます。

また、老朽施設の更新、既設配水池の容量増加、老朽管の布設替などの更新・改良事業を計画的に進め、施設強化、耐震化に努めます。

さらに、拡張事業の推進により、簡易水道地区の上水道との統合整備を周辺開発に併せて図ります。

② 水源確保と水質保全

● 自己水の保持

今後の水需要の増加予測により現有地下水源の定期的な点検を行い、老朽井戸の代替^{さくせい}鑿井を計画的に進め、自己水の保持に努めます。

● 水源の確保

地下水源については、規制を含めた管理体制の強化と有効利用に努めていく一方、将来の水需要に対応するため、京都府南部広域水道整備計画との整合を図りながら安定した水源を確保し、長期的な安定給水に努めます。また、災害時の飲用井戸の調査を進め、水源確保に努めます。

● 水質管理の強化

水源地域での土地造成、農薬や洗剤の使用、都市下水や工場排水などによって、原水の悪化が進んでいることから、飲用に適した安全な水を供給するために、水質管理や監視体制の強化に努め、施設整備を図ります。

③ 健全な経営の推進

● 水道財政の強化

将来にわたる安定した経営基盤の確保を図るため、学研都市による大規模な開発に伴う減価償却費の増大や既存地域の施設更新・強化など、今後予想される膨大な財政負担に対しては、必

要な法整備や財政支援などを国・府に要望します。

● 受益者負担の均衡

開発に伴う費用負担については、規模の大小を問わず原因者負担の原則に基づいて、今後も適正な負担金の徴収に努めます。

また、水道料金については、水需要の増大や諸経費の推移などを考慮した、適正な料金体系の設定に努めます。

● 業務の効率化

生活様式の多様化や水需要の増大などによる水道行政需要の高度化・多様化に対して、職員研修の充実による高度な専門的技術・知識の修得や、計画的な業務の遂行などにより業務の効率化に努めます。

④ 広報活動の充実

● 広報広聴活動の充実

住民の財産である水道の水源や施設についての理解を深め、経営状態の周知を図る一方、新しい受益者ニーズに対応するために、広報・広聴活動の充実を図ります。

また、住民が水と親しみ憩うことを通じて、「水」について考える機会を提供するために、浄水場や配水池などの施設整備の際には空間利用や外観に配慮します。

- 節水や環境保全に関する広報の充実

給水装置に関する基本的な知識や軽易な修繕方法、さらに節水などについて、受益者への広報内容の充実を図るとともに、水資源の有限性と水質保全に関する関心を高めるため、節水や環境保全についての広報啓発を図ります。

(5) 下水道の整備

① 流域下水道事業の促進

河川などの公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図るため、木津川上流流域下水道事業における幹線管渠の整備促進を図ります。また、終末処理場については、周辺環境との調和と処理施設の上部空間の有効利用を図ることを要望します。さらに、資源の再利用として、処理水や処理熱並びに汚泥の利用を検討します。

② 公共下水道事業の推進

既存地域と開発地域との調和のとれたまちづくりを推進するために、各家庭より流域下水道に接続する関連公共下水道事業を推進します。

また、木津川上流流域浄化センターが供用されたことに伴い、公共下水道の供用開始区域を早期に広げるため、幹線管渠と面的整備の促進を図るとともに、整備の完了した区域については、水洗化の普及を図り生活環境の改善をめざします。

さらに、管渠や流入水質の検査などの維持管理体制の確立と事業の円滑な推進を図るため、補助金や適正な使用料金などにより、健全な事業経営をめざします。

第5節 快適な居住環境づくり

◆現況と課題

人びとの価値観や生活様式の変化、高齢化の進展などによって、住宅に対するニーズは多様化しています。また、都市部へ至便な立地条件にある本町は、今後も住宅の増加が見込まれ、住宅需要が増えていくことが予想されます。

公営住宅においても、住環境の改善と住宅の質の向上が求められ、本町においては平成13年度までに158戸の町営住宅の整備・管理を進めてきましたが、耐用年数の経過した住宅は老朽化が進み、建替えが求められています。また、高齢者向け優良賃貸住宅制度など民間活力を活用した住宅供給制度の確立や、多様な居住形態に対応できる住宅確保が課題となっています。さらに、良好な住環境の形成に向けて指導や誘導施策を推進するなど、住民の理解と協力を得ながら、暮らしやすいまちづくりの推進が必要です。

都市景観の形成については、地区計画の導入や建築協定の誘導、緑地協定締結

の支援や道路への植栽等により、緑豊かなまちづくりを進めてきました。今後は、自然や歴史と調和した本町に相応しい都市景観を形成するため、都市美観も考慮した個性あるまちづくりの推進や、公共公益施設及び住宅地の緑化推進、歴史的景観の保全等について、住民・事業者・行政が協働して進めていく必要があります。

公園整備については、開発地域は住宅開発の進展や学研都市の建設進捗にあわせた整備促進を図ってきましたが、既存地域については、都市公園の整備が十分ではなく「緑の基本計画」に基づいた整備を図っていく必要があります。また、公園・緑地の管理については、地元自治会の協力を得て管理を進める一方で、(財)精華町都市緑化協会による維持管理を進めており、今後は、NPO*等と連携を取りつつ、維持管理体制のさらなる強化を図る必要があります。



NPO…非営利組織、民間非営利団体。営利を目的とせず、さまざまな活動を自主的・自発的に行う団体・組織をさす。NPOは、Non Profit Organizationの略。

◆施策の体系

節	柱	小 柱
第5節 快適な居住環境づくり	(1) 良質な住宅の供給・住環境の形成	① 公営住宅の供給 ② 高齢者・障害者住宅の供給 ③ 居住地区のまちづくり
	(2) 都市景観の形成	① 都市美観形成の促進 ② 道路環境の整備 ③ 個性ある街並みの創出 ④ 緑豊かなまちづくりの推進 ⑤ 歴史的景観の形成
	(3) 公園・緑地の整備	① 都市公園・都市緑地の整備 ② 水と緑のネットワーク化の推進 ③ 木津川上流流域公園計画等の促進 ④ 行政・住民協働による「緑」の管理・運営

◆計 画

(1) 良質な住宅の供給・住環境の形成

① 公営住宅の供給

公営住宅について、住宅に困窮する低所得者に対して、低廉で良質な町営住宅の増設に向けて取り組みます。

② 高齢者・障害者住宅の供給

民間活力を活用した高齢者向け優良賃貸住宅制度や障害者向け住宅の建設・改善に努めます。

③ 居住地区のまちづくり

良好な住環境を形成するため、法

令・条例によるほか、各種要綱に基づく指導による総合的な運用、及び地域住民の主体的なまちづくり活動を支援することにより、住環境の向上を図ります。

(2) 都市景観の形成

① 都市美観形成の促進

地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するために、地区計画の導入や建築協定の誘導を進めるとともに、住宅地においては、建物の壁面線や高さなどの基準を定め、都市美観の形成に努めます。

また、学研のシンボル道路である精華大通り線や中央通り線沿道について、建物の美観を保全しつつ、電線や電話線などの地中化を図り、都市美観の形成に努めます。

② 道路環境の整備

道路は、単なる交通処理に供するだけでなく、街路樹を設け、街路灯やベンチ、ストリートファニチャー*を設置し、やすらぎとふれあいのある道路づくりをめざします。また、道路美化意識の啓発を図り、道路環境の整備に努めます。

③ 個性ある街並みの創出

ランドマーク*やモニュメント*の設置に関する検討を進め、本町の個性と親しみやすさを演出するようなまちづくりに努めます。また、きれいなまちづくり運動推進協議会の活動支援などにより、各地区ごとに「花いっぱい活動」などを通じて、個性豊かな景観の創出を誘導します。

④ 緑豊かなまちづくりの推進

「緑の基本計画」に基づく緑豊かなまちづくりを推進するため、公共公益施設の緑化を図り、生け垣の奨励、きれいなまちづくり運動を推進するとともに、地域住民の主体的な緑地協定の締結を支援し、住宅地や道路の緑化を

進めます。また、積極的に地区計画などを導入し、住民や事業者などの協力を得ながら緑化推進を図るとともに、各種の開発については、緑化に十分配慮した計画とするよう指導を行います。

⑤ 歴史的景観の形成

住民やまちづくり団体などと連携・協働し、歴史的な景観や特色ある街並みの保全に努めます。

(3) 公園・緑地の整備

① 都市公園・都市緑地の整備

「緑の基本計画」に基づき、緑化の推進を図るため、公園・緑地の整備を進めます。また、運動公園、木津川上流流域公園、遺跡公園などの都市公園の整備促進を図ります。

② 水と緑のネットワーク化の推進

木津川及び支流河川沿いでの自転車道や歩道などによって名所旧跡や集落、公園・緑地や豊かな自然を結ぶ水と緑のネットワーク化に努めます。

③ 木津川上流流域公園計画等の促進

淀川河川公園の上流域公園として、木津川上流流域公園整備計画が早期に策定されるよう、国土交通省などの関係機関に対し、早期整備の要望を行います。

ストリートファニチャー…公園やショッピングモールに置かれているベンチ、ライト、標識などのこと。

ランドマーク…都市や地域の中にあって、視覚的な目印となる対象をいう。タワーのような建造物や坂、あるいは山などがあてはまる。

モニュメント…記念碑、記念建造物。

④ 行政・住民協働による「緑」の 管理・運営

公園・緑地の管理については、住民団体や（財）精華町都市緑化協会、NPO*などと連携するとともに、管理体制の強化を図り、住民参加の機会の拡大に努めます。



NPO…非営利組織、民間非営利団体。営利を目的とせず、さまざまな活動を自主的・自発的に行う団体・組織をさす。NPOは、Non Profit Organizationの略。

第4章

計画の実現のために

第4章 計画の実現のために

第1節 住民主体のまちづくり

◆現況と課題

まちづくりの主役は住民であり、町政に対する住民の自主的で積極的な参加は、住民の意見やニーズを踏まえたまちづくりの実現に不可欠です。

本町では、これまで「まちづくりに関する条例」に基づき、自主的なまちづくり活動を支援するとともに、住民懇談会の開催や各種審議会などへの住民委員の公募などを通じて、住民の意向を把握し、住民の声を施策に反映するように努めてきました。また、情報公開条例を制定し、情報の公開を進めています。

今後は、自主的なまちづくり活動支援のための条件整備や、まちづくり活動の意識の高揚を促すまちづくり講座などの開催とともに、インターネットのホームページなどを活用した住民参加の基盤づくりや、個人情報保護などに配慮した総合的な情報公開体制の確立が必要です。

さらに、住民が積極的にまちづくりに参加し、住民が主体となってまちづくりを進めていくことができるように、まちづくり検討組織の設置など、まちづくり推進体制の確立が重要です。



◆施策の体系

節	柱	小 柱
第1節 住民主体のまちづくり	(1) まちづくり活動の支援	① まちづくり活動支援の仕組みづくり ② まちづくり主体形成の促進
	(2) まちづくり推進体制の確立	① 情報公開と住民参加の基盤づくり ② まちづくり検討組織の設置

◆計 画

(1) まちづくり活動の支援

① まちづくり活動支援の仕組みづくり

住民自らが意思決定し、その決定に責任をもって自治を進めていくという地方自治の本旨を踏まえ、福祉、環境、防災、教育、文化などの分野におけるまちづくり活動の自助・共助などのシステム確立に向けた取り組みに対し、まちづくりのための基金創設の検討など、その仕組みづくりに努めます。

② まちづくり主体形成の促進

住民が生活の満足度を高め、活力に満ちた地域を築いていくことができるように、まちづくり条例の充実を図り、地域のまちづくりの検討、計画、実施を進めるまちづくり協議会の組織化に努めるとともに、住民や地域に貢献する活動やまちづくり活動に取り組むボランティア、NPO*、団体、グループなどの育成に努めます。

また、まちづくり活動の意識の高揚を促すまちづくり講座の開催、情報提供や相談体制の充実など、支援体制の充実に努めるとともに、適切な協力・連携を図ります。

さらに、広域化するまちづくり活動に対応するため、ボランティア、NPO、団体、グループなどの広域連携活動の支援に努めるとともに、身近な公共施設の維持管理などにおいても、運営に携われる機会について努めます。

(2) まちづくり推進体制の確立

① 情報公開と住民参加の基盤づくり

● 広報・広聴機能の充実

行政110番制度や行政パトロールの充実を図り、住民が気軽に安心して相談できる体制の確立に努めます。

まちづくりに関わる情報提供や住民と行政との対話機能の拡充などのため、広報「華創」の充実にも努め、まちづくり出前講座などの開催を検討する

NPO…非営利組織、民間非営利団体。営利を目的とせず、さまざまな活動を自主的・自発的に行う団体・組織をさす。NPOは、Non Profit Organizationの略。

とともに、インターネットのホームページなどを活用した積極的な広報・広聴活動の展開を図ります。

また、幅広い層からの情報収集や意見、提案の募集のため、意見箱「住民の声」の設置箇所を拡大し、町長への手紙、ファックス通信、町政モニターなどの取り組みの検討を進めるとともに、住民懇談会の充実を図ります。

さらに、住民意向の関連施策への反映や、処理経過と結果を公表できるシステムの検討を進めます。

● 情報公開の推進

行政運営の公平性と透明性を確保し、説明責任を果たすため、情報公開制度の適正な運営を図るとともに、住民の権利と利益を保護するため、個人情報保護に関する条例を制定するなど、プライバシー保護の徹底に努めます。

特に、各種計画の情報公開にあたっては、プロセスプランニング*の考え方にに基づき、住民にわかりやすい目標の設定に努めます。

また、行政情報の提供に関する充実を図るため、行政情報コーナーの設置やデータベース化など適切な保存・管理システムの構築を図るとともに、情報公開や個人情報保護に対する職員の意識啓発など庁内体制の確立に努め、総合的な情報公開体制の確立をめざします。

② まちづくり検討組織の設置

● 住民主体の計画づくり

住民が政策形成過程から主体的、積極的にまちづくりに参加できるように、各種の行政計画の策定や行政評価に関する審議会・委員会などに住民公募委員の参画を図ります。

また、ワークショップ*方式の採用やパブリックコメント*の導入などにより、住民参加システムの構築と充実に努めます。

● 住民主体の施策実施

住民と行政の関係を整理した上で、まちづくり協議会やNPO*などのまちづくり団体が実施主体となり、事業を進めることができる分野や内容を検討し、事業を実施するまちづくり団体との連携を図るとともに、積極的な支援に努めます。

● まちづくり検討組織の設置

まちづくりを進める上で、住民と行政の関係について、どのような姿が適正であり、どのような分野や内容において役割分担や協働が可能であるのかなど、住民主体のまちづくりの実現を検討する組織を設置します。

プロセスプランニング…住民参加等により、計画を作っていくプロセス（過程）を重視する考え方。

ワークショップ…全体による意見交換だけでなく、視察体験や小グループによる議論、提案を模造紙にまとめて発表する方法により、一人ひとりが自由に意見を言える住民参加のまちづくり手法。

パブリックコメント…行政機関による規制の設定・改廃にあたり、原案を公表して事前に住民から意見や情報提供を求める制度。

NPO…非営利組織、民間非営利団体。営利を目的とせず、さまざまな活動を自主的・自発的に行う団体・組織をさす。NPOは、Non Profit Organizationの略。

第2節 広域連携と計画的な行財政運営によるまちづくり

◆現況と課題

社会経済情勢の変化、ライフスタイルや価値観の多様化、生活圏の広域化などに伴い、行政サービスに対する住民のニーズも高度化・多様化し、広域的な行政施策の展開や計画的かつ効率的な行財政運営が必要となっています。

広域連携について、本町ではこれまで、学研都市建設に関わる京都府内の関係自治体で「京田辺・精華・木津学研都市行政連絡会」を組織し、お互いの住民生活を守り、繁栄に導くための情報交換や関係機関への働きかけを行ってきました。

また、し尿処理やゴミ処理などを相楽郡内の一部事務組合（相楽郡広域事務組合、相楽郡西部塵埃処理組合）で、効率的に共同処理するとともに、精華町、木津町、加茂町、山城町の各図書館で相互貸出サービスに取り組むなど、住民サービスの向上に努めてきました。

今後は、一層のサービスの向上をめざすため、府内の学研関係市町や相楽郡という従来の枠組みにとらわれず、連携や交流の枠組みを広げ、高度化・多様化する住民ニーズに対応していくことが必要です。また、効率的、効果的な広域行政を推進するための有効な手段の一つとして、国、府、関係市町村の情勢などを踏まえた市町村合併の研究が必要となっています。

行政運営では、人口増加や行政需要の多様化・複雑化、社会的情勢の変化に応じて、組織機構の改革に努めていくことが求められます。また、今後ますます地方分権が進展することにより、市町村事務が増加するため、適正な人員配置が必要です。さらに、住民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、情報化の推進やOA機器のネットワーク化の推進により、事務処理の効率化に取り組みつつ、常に業務の実態把握をし、費用対効果を勘案しながら、事務事業の見直しを図る必要があります。



本町では、行政サービスの中でも利用度の高い窓口サービスを住民と行政の接点として改善や充実に取り組み、住民サービスコーナーの設置や移動図書館車で住民票などの発行、また、休日対応ができる証明書等自動交付機の役場庁舎内への設置や昼休み窓口の実施など利便性の向上に努めてきました。さらに新庁舎移転とともに総合窓口サービスを開始し、ワンストップ行政*を実践してきましたが、これからも窓口サービスの向上のため検証や検討を重ねながら、整備・拡充していくことが重要です。

また、窓口サービスにおける住民ニーズを満たすためには、さまざまな知識を身につけることが求められることから、職員研修制度の充実や新たな制度の導入が必要となります。本町ではこれまで、社会情勢の変化に対応できる職員の資質と能力の向上に取り組むとともに、住民の視点に立ったサービスや住民から信頼されるための研修を実施してきました。

これからも職員の一人ひとりが意識改革を図りつつ、地方分権に対応できる政策形成能力の開発や高度情報化社会に対応できる情報活用能力の開発に努める必要があります。また、住民福祉の充実や住民サービスの向上を図ることを目的として、高い人権意識を持ち、住民に信頼される真摯な接遇のできる職員の育成に取り組めます。

財政については、ここ数年の社会資本

整備及び公共公益施設整備の推進や、国の総合経済対策による公共事業の前倒し実施により、本町の債務残高が「まちの甲斐性」である標準財政規模の5倍を超える高水準に達しています。一方、長期化する景気の低迷により、税収の確保が厳しい状況であるものの、宅地開発やそれに伴う人口増加により、固定資産税や個人住民税など税収全体では増収傾向にあります。しかし、今後の宅地開発の動向やこれからの景気の先行きの不透明さによって楽観できない状況が引き続き予想されます。

こうした状況を踏まえ、健全な財政運営のためには、この基本計画にもとづき、限られた財源を、効率的に運用するとともに、常に最少の経費で最大の効果をあげるよう、その適正規模や財源について研究するとともに、税収の確保を促す施策の推進や、国と地方の財源配分の見直しとしての地方財政制度の改善を要望する必要があります。

ワンストップ行政…複数の部署へ出向かなくとも、来庁者の方がその来庁目的に応じて、行政サービスを一カ所で処理してもらえる行政のこと。

◆施策の体系

節	柱	小 柱
第2節 広域連携と計画的な行財政運営によるまちづくり	(1) 広域的な課題への対応	① 学研関係市町との連携強化 ② 広域行政の推進
	(2) 計画的な行財政運営	① 行政組織の整備 ② 行政評価システムの確立と事務効率化の推進 ③ 総合窓口サービスの充実 ④ 職員の能力開発 ⑤ 健全な財政の確立

◆計 画

(1) 広域的な課題への対応

① 学研関係市町との連携強化

国、府、京田辺市や木津町をはじめ、大阪府域や奈良県域の関係市町、(財)関西文化学術研究都市推進機構など関係機関との連携を図り、学研都市にふさわしいパイロットモデル事業*を誘致するなど、学研都市建設推進のための連携強化を図ります。

② 広域行政の推進

● 広域連携の強化

相楽地区広域市町村圏を構成する市町村との連携・協力だけではなく、相楽郡の枠組みを超えた連携・協力によって、公共施設の相互利用など新たに広域で取り組むべき課題について検討し、高い効率性や効果を期待できる広域連携事業を追求します。

● 市町村合併の研究

地域の将来にかかわる重要な問題であることから、住民への情報提供及び広く住民に意見を聞くとともに、効率的、効果的な広域行政を推進するため、国、府、関係市町村の情勢などの把握に努めるとともに、熟度や必要性に応じて、市町村合併の問題について研究を進めます。

(2) 計画的な行財政運営

① 行政組織の整備

社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに対して、総合性・機動性を発揮できるように、プロジェクトチーム制*の活用など、柔軟で弾力的な住民にわかりやすい組織運営に努めます。

また、組織の簡素・効率化を基本にスクラップ・アンド・ビルド*の徹底

パイロットモデル事業…文化学術研究の諸活動の成果を取り入れ、安全性の確保、環境の保全をはじめとして人間居住の各側面で21世紀の文明にふさわしい新しい試みに積極的に取り組むこと（社会的実証実験等）。

プロジェクトチーム制…既存の組織・機構に捕らわれず、特定の目的達成のために設ける一過性の組織。

スクラップ・アンド・ビルド…効率的でない組織（事業・施設）を廃止し、新しく効率のよい組織（事業・施設）を作ること。

を図り、定員適正化計画に基づき職員の適正な配置と定数管理に努めます。

② 行政評価システムの確立と事務効率化の推進

地方分権の進展に対応した自主的・自立的な行政運営を進めるために、行政改革大綱の策定に取り組みます。さらに、取り組み内容を数値目標の設定などにより具体的に示した実施計画を策定し、これに基づいた行政改革の推進を図ります。

行政事務が多様化する中で、住民のニーズに的確に対応するため行政評価システムを導入し、事務事業の見直しを行うとともに、定型事務のO A化や外部委託の推進などにより行政事務の効率化を図ります。

③ 総合窓口サービスの充実

転入・転出などの各種届出、住民票や税証明の発行など総合窓口の整備・拡充によりワンストップ行政*の充実を図り、フロア・アシスタント*などの導入による総合窓口や相談窓口への誘導など来庁者にわかりやすい窓口を実現します。総合窓口支援システムによる情報処理の迅速かつ質の高い住民サービスの提供により、渡り歩きをなくすとともに、待ち時間の短縮化を推進します。

④ 職員の能力開発

地方分権の時代に対応できる人材の育成をめざし、人材育成方針の策定と長期的な職員研修計画・内容を一層充実し、職員の能力開発を図るとともに、適材適所の人事配置に努めます。

⑤ 健全な財政の確立

● 健全な財政の確立

健全財政の維持・運営を図るため、財政計画に基づく計画的財政を押し進め、財務分析と政策評価などによる行財政運営のプロセスの改善に努めます。また、基金の運用・管理や公債費管理をはじめ、予算の編成及び財務事務の適切な執行に努めます。

● 既存の公有財産の有効活用

新たな施設設置については、その配置計画や規模について十分な検討を加えるとともに、既存施設の有効活用など効率的な運用を図ります。

● 財源の確保

着実な人口定着や産業振興策の強化などによって自主財源の確保を図るとともに、課税客体の把握と税の徴収強化に努めます。また、税源配分等の見直しについて、国等への要望に努めます。

ワンストップ行政…複数の部署へ出向かなくとも、来庁者の方がその来庁目的に応じて、行政サービスを一カ所で処理してもらえる行政のこと。
フロア・アシスタント…庁舎のホールで、不案内な来庁者に対して、来庁目的に応じて、適確に担当窓口へ誘導する、来庁者支援のための総合案内担当者。

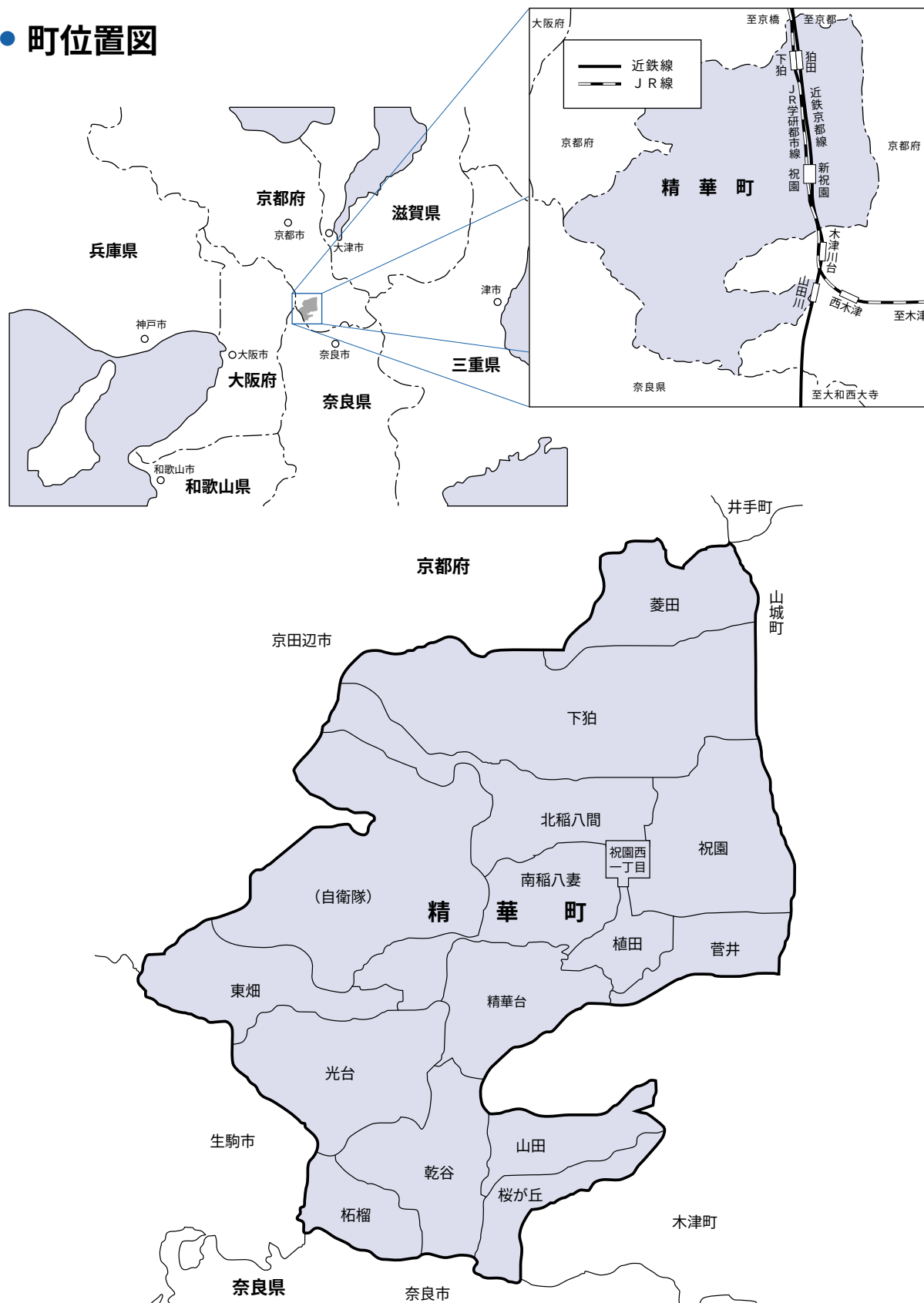




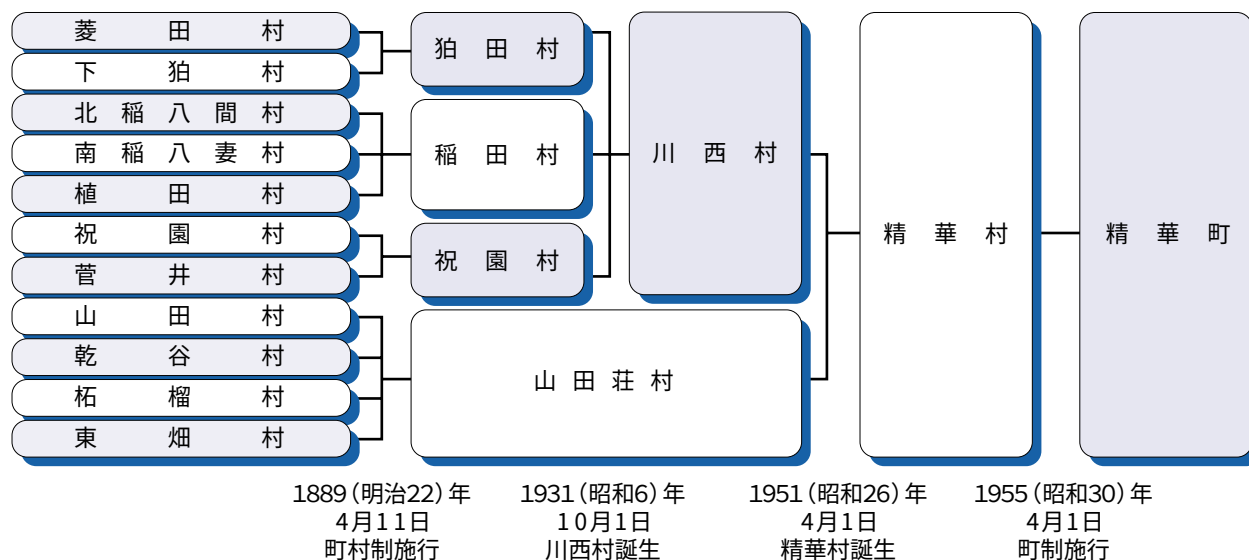
參考資料

● 精華町の概要

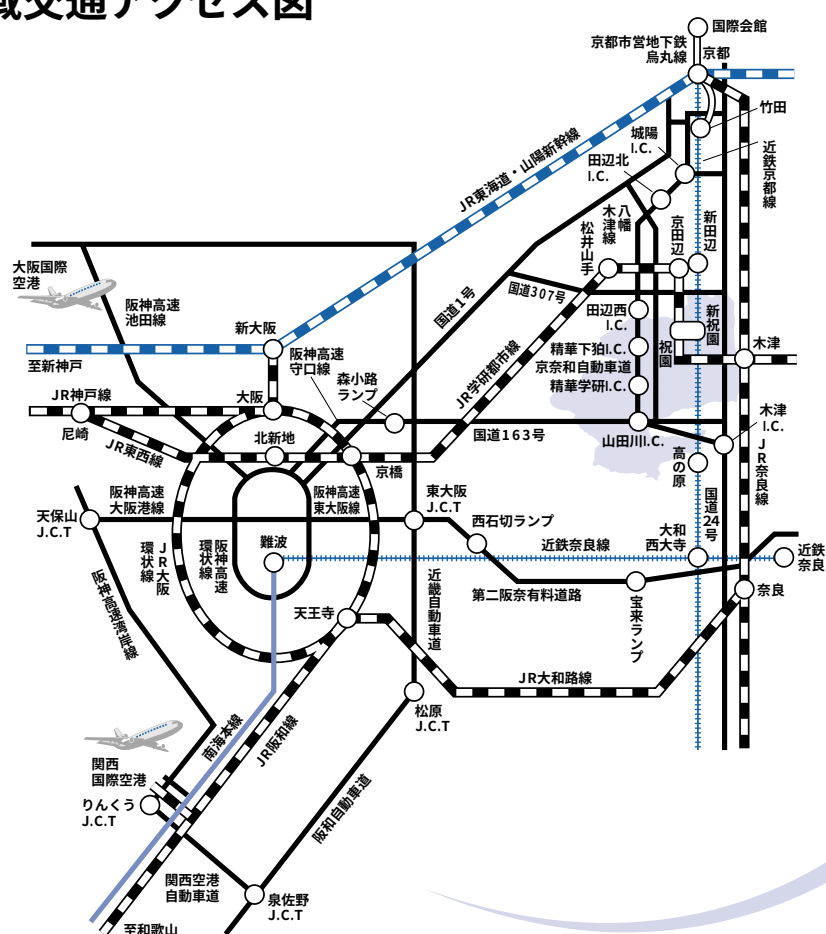
● 町位置図



● 町の沿革



● 広域交通アクセス図

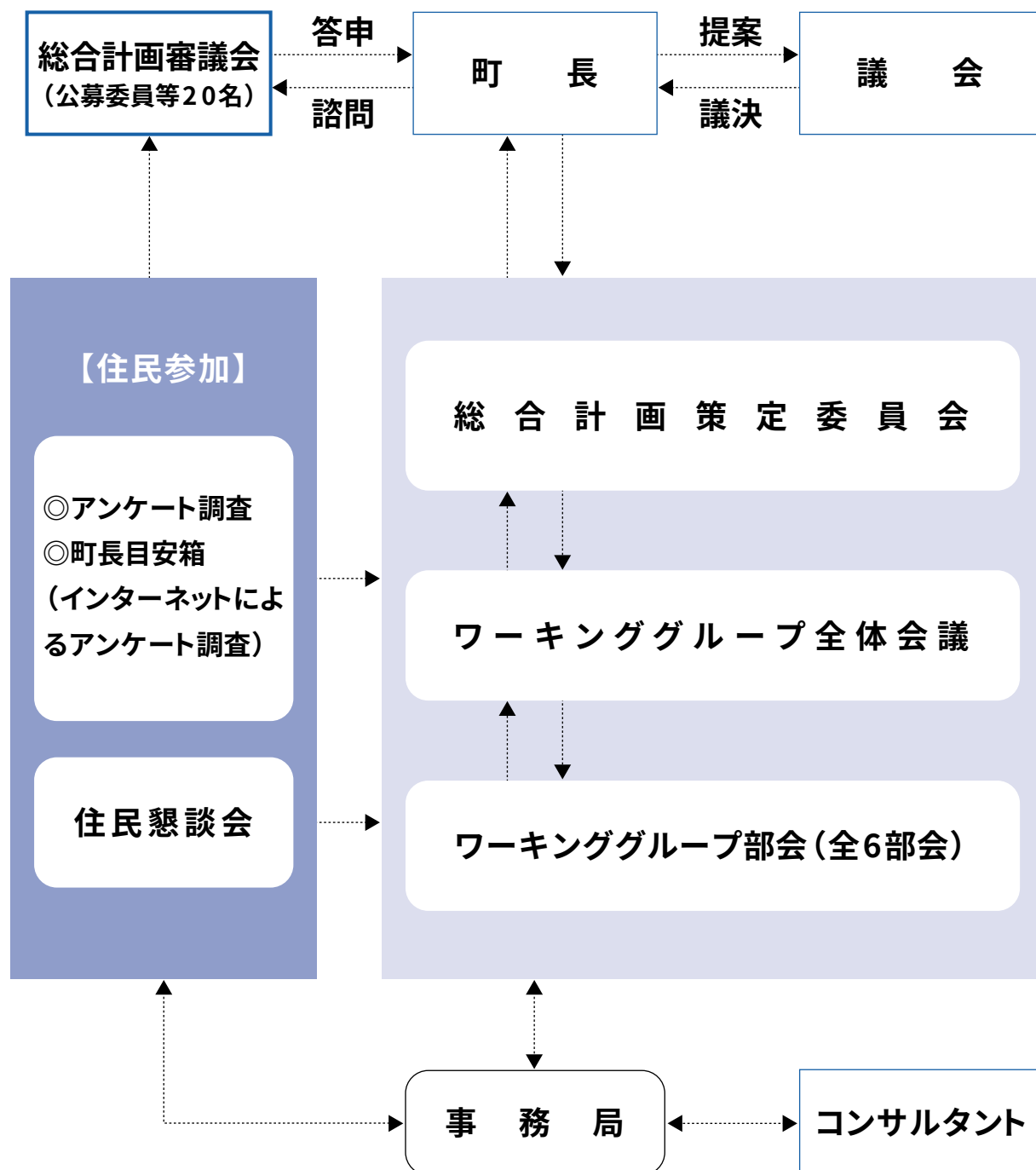


● 精華町第4次総合計画の策定経過

年 度	月	取 り 組 み 内 容
平成13年度	7月	○ 第1回総合計画策定委員会開催
	8月	○ 第1回ワーキンググループ全体会議 ○ ワーキンググループ部会による第3次総合計画フォローアップ調査（全6部会、8月～10月、計30回開催）
		○ 第2回総合計画策定委員会開催
		○ 第1回精華町総合計画審議会開催（基本構想案策定の諮問）
	9月	○ 第3回総合計画策定委員会開催
	10月	○ 第4回総合計画策定委員会開催 ○ 第2回精華町総合計画審議会開催
		○ 第2回ワーキンググループ全体会議
	11月	○ 第3回ワーキンググループ全体会議
		○ 第5回総合計画策定委員会開催
	12月	○ 第6回総合計画策定委員会開催
		○ 第4回ワーキンググループ全体会議
		○ 第3回精華町総合計画審議会開催
	1月	○ 第7回総合計画策定委員会開催
	2月	○ 第4回精華町総合計画審議会開催
		○ 若者アンケート調査
	3月	○ 住民懇談会開催（精華中学校区） ○ 住民懇談会開催（精華西中学校区） ○ 町長目安箱システム運用開始
平成14年度	4月	○ 第8回総合計画策定委員会開催 ○ 第5回ワーキンググループ全体会議 ○ 第5回精華町総合計画審議会開催 ○ 住民懇談会開催（精華南中学校区）
	5月	○ 第6回精華町総合計画審議会開催（基本構想案の答申） ○ ワーキンググループ部会による基本計画策定作業（全6部会、5月～7月、計46回開催）
		○ 第6回ワーキンググループ全体会議
	6月	○ 基本構想案を精華町議会に提案・議決
		○ 第7回ワーキンググループ全体会議
	8月	○ 第8回ワーキンググループ全体会議
		○ 第9回総合計画策定委員会開催
	9月	○ 第10回総合計画策定委員会開催
		○ 基本計画案を精華町議会全員協議会での説明と意見聴取
	10月	○ 第11回総合計画策定委員会開催
		○ 第9回ワーキンググループ全体会議
		○ 第12回総合計画策定委員会開催 ○ 第4次総合計画（基本構想及び基本計画）を決定

総合計画策定委員会（部長会 12回）・ワーキンググループ全体会議（課長会 9回）
ワーキンググループ部会（課からの代表者 76回）

● 精華町第4次総合計画の策定フロー



● 精華町総合計画審議会設置条例

（昭和59年10月25日
条 例 第 24 号）

改正 平成2年7月7日 条例第13号

平成13年6月27日 条例第15号

（設置）

第1条 本町に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、町長の附属機関として精華町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、精華町総合計画の策定に関する事項について調査及び審議を行い、町長に答申する。

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 各種団体等を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 一般住民

（委員の任期）

第4条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を総理し代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第6条 審議会は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 町長は、必要があると認めるときは、専門的な調査研究に従事する専門委員を委嘱することができる。

2 前項において町長は、第3条第2項第3号に規定する学識経験を有する者を専門委員に委嘱することができる。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(専門部会)

第8条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもってあてる。

3 部会に属する委員は、会長が指名する。

(意見の聴取)

第9条 会長は、審議会において必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総務部企画調整課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、平成2年4月12日から適用する。

附 則（平成13年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

● 精華町第4次総合計画審議会委員名簿

◎会長 ○副会長 (H13.8.30 現在・50 音順)

No.	氏 名	種別	所 属	役 職
1	上 田 嘉 雄	2号	精華町農業委員会	会長
2	大 竹 房 子	2号	川西婦人会	会長
3	奥 田 登	1号	精華町議会	総務消防常任委員会 委員長
4	奥 野 卓 士	1号	精華町議会	議長
5	河 村 年 郎	4号	町内在住（祝園）	一般公募
6	猿 橋 実	2号	学研都市精華・西木津地区 研究機関協議会（SRG）	代表
7	澤 田 茂	4号	町内在住（精華台）	一般公募
8	島 田 正 則	2号	精華町商工会	会長
9	清 水 眞 理 子	2号	山田荘婦人会	会長
10	杉 浦 英 子	2号	精華町教育委員会	委員長
11	昔 農 千 春	4号	町内在住（下粕）	一般公募
12	関 屋 忠 義	2号	三洋ホームテック株式会社	代表取締役社長
13	玉 岡 宣 彰	2号	精華町社会福祉協議会	会長
14	東 光 眞 澄	2号	せいかグローバル社会を推進 するネットワーク会議	会長
15	中 島 裕 規 子	2号	特定非営利活動法人舞台芸術 トレーニングセンター	理事長
16	西 島 光 雄	2号	精華町町政協力員協議会	会長
17	廣 瀬 明 彦	2号	相楽作業所	施設長
○ 18	広 原 盛 明	3号	龍谷大学法学部	教授
19	船 越 昇	3号	21 創精塾	塾長
◎ 20	吉 川 和 広	3号	財団法人関西空港調査会	理事

1号：町議会の議員

2号

3号：学識経験を有する者

3人

2号：各種団体等を代表する者

12人

4号：一般住民

3人

3 精企第 134 号
平成 13 年 8 月 30 日

精華町総合計画審議会

会長 吉川和広様

精華町長 鋤田利秋

精華町第 4 次総合計画の策定について（諮問）

精華町総合計画審議会設置条例（昭和 59 年条例第 24 号）第 2 条の規定に基づき、
精華町第 4 次総合計画基本構想の策定に関する事項について、貴審議会に諮問します。

平成14年5月9日

精華町長 鋤 田 利 秋 様

精華町総合計画審議会
会長 吉 川 和 広

精華町第4次総合計画基本構想について（答申）

平成13年8月30日付け3精企第134号により諮問を受けた精華町第4次総合計画基本構想の策定について、本審議会は慎重に審議を重ねた結果、下記の意見を付して別冊のとおり答申します。

町長は、この答申に基づき今後の行政運営の指針として速やかに計画を決定し、その着実な推進を図られるよう希望します。

記

1. 計画の周知について

本計画は、「住民主体」のまちづくりへの転換をめざしたものであることから、計画の趣旨と内容についてあらゆる機会を通じて広く住民への周知に努めるとともに、計画実現のために住民がまちづくりへ主体的かつ積極的に参画できるようにされたい。

2. 答申内容実現の確認について

本計画策定の趣旨に鑑み、答申後の計画内容の実施状況について、引き続きその確認が行えるような機会を検討されたい。

以 上

精華町第4次総合計画

発行日 平成14年12月
発行 京都府精華町
編集企画 精華町総務部企画調整課